

2007年5月レポート

• 国別見出し:

タイ

- 1 タイ、著作権侵害で中国、インド等の最悪国に仲間入り
- 2 タイ、優先監視国に
- 3 大臣、新法の目的を弁護する
- 4 摘発で偽のプリンター関連用品押収
- 5 政府発表で昨年度のIP侵害逮捕者25%の増
- 6 米国の通商圧力へ怒りが増大
- 7 CEBF、タイは早急に米国との理解修復を図るべしとの見解示す
- 8 モンコン大臣、強制実施権への支援を求める
- 9 世界初のエイズ抗体細片検査、開発される
- 10 タイの優先監視国指定の影響
- 11 エイズグループ、患者の権利侵害で米国の「監視国」指定を要求
- 12 首相、商業省にIPR侵害削減計画の作成命ず
- 13 USAフォー・イノベーション、タイライズ・コムを発進
- 14 ヨガの商標、取り消される
- 15 侵害者を狙ったプロジェクト
- 16 活動家、知的財産侵害でタイの優先監視国脱出のための米国の条件拒否
- 17 ビジネスリーダー、薬をめぐる論争がGSPと経済に及ぼす影響を懸念
- 18 クリントンはタイを支援、エイズ薬契約調印へ
- 19 活動家、米国のロビーグループの「誤解を招く」広告を酷評
- 20 タイ国外務省の立場とその真実
- 21 米国、海賊行為との戦いにFBIを送り込む
- 22 GPO、米国ロビー会社を告訴か
- 23 救命薬、さらに価格引下げ可能
- 24 アボット社、撤回する
- 25 改正法案は「薬の入手を困難にさせるのか」
- 26 タイの2006年海賊版損害、2億5,900万ドルから4億2,000万ドルへ増加
- 27 ガンが製薬戦争の次の標的
- 28 法のエンフォースメント訓練、模倣制圧に貢献
- 29 タイとブラジル、薬の製造で協力
- 30 知的財産、強化される
- 31 パタルーン米、ブランド化か
- 32 米国、タイに強制実施権を取消すよう要求
- 33 知的財産局、税関やDSIとの協力でタイの海賊商品は是正へ
- 34 エイズのNGO団体、強制実施権を支持
- 35 政府はエファビレンツの強制実施権取り消しを考慮
- 36 タイの降格は報復ではないと、米国発言
- 37 NSTDA、特許は技術革新への鍵
- 38 WHO、強制実施権の使用を支持

- 39 GPO、米国の会社に対し10億バーツの損害賠償請求
- 40 保健省、さらに2つの特許の破棄を検討
- 41 保健相、我々はこれ以上圧力を受けないと発言

マレーシア

1. 海賊版ソフトウェア使用、アジアで減少
2. 監視団がソフトウェア海賊版対策法のエンフォースメント強化を要求

シンガポール

- 1 米国とシンガポール、IP保護の今後の協力で合意
- 2 シンガポールの海賊版比率39%に減少
- 3 シンガポール、中国と協力し、より緊密なIP情報の交換を図る

フィリピン

- 1 米国貿易報告書、フィリピンを低レベル監視国に
- 2 IPフィリピン著作権侵害への取り組みで話合う
- 3 フィリピン、ファイザー社の高血圧薬Norvascの特許無効請求を提出
- 4 フィリピンの海賊版比率、2004年から変わらず
- 5 フィリピン、医薬品価格破りの動きを支持
- 6 リーバイス、縫製メーカーに敗訴
- 7 NBI、トンド、パセイ市の手入力で1千万ペソ相当アパレルを押収

インドネシア

- 1 バタム島のシンガポール系2社、不法ソフト使用で手入れ
- 2 インドネシアの知的財産権擁護は「いまだ貧弱」

ベトナム

- 1 ローカル製薬会社がジェネリック薬剤製造に興味
- 2 APEC、SMEsはIP活動推進に向け討議
- 3 ソフトウェア特許への義務遂行のため包括的解決が必要
- 4 知的財産権に関するコース、ハノイで開講
- 5 米国マイクロソフト社、ベトナムの省とソフト契約に調印

インド

- 1 ノバルティス社、告訴取下げを求められる
- 2 国境でのエンフォースメント強化に向けた新IPR規則、数日後に
- 3 農民、生物多様性法に抗議
- 4 インド、伝統的知識の特許化へ奔走
- 5 Gilead社が特許出願に失敗すれば、エイズ薬の価格引下げへ
- 6 ボリウッド・ハリウッド海賊行為ストップへの動き
- 7 インドの海賊ソフト1パーセント減
- 8 高等裁、地元業者にソニー商標使用を禁ず

- 9 日本、インドの知的財産擁護を支援
- 10 米国によるヨガ特許認可にインド抗議
- 11 薬品のデータ保護をめぐるパネル報告、今日発表へ

パキスタン

- 1 パキスタンの海賊版比率、トップ20ヶ国中5位
- 2 パキスタンの知的財産権
- 3 科学・技術省、国際特許支援を計画せよ
- 4 海賊行為退治、6月1日からスタート
- 5 BSA、会社への期限を6月15日まで延長
- 6 パキスタンに対しコンプライアンスの向上を要求

トルコ

- 1 トルコは知的財産権への取組みに怠慢

クウェート

- 1 クウェートの海賊版ソフト率、わずかに改善

イスラエル

- 1 OECD加盟のため、より良いIP保護が必要

アラブ首長国連邦

- 1 ドバイ税関、ワークショップでビジネス詐欺と偽物への税関の役割力説

レバノン

- 1 米国年次レポート、偽造が止まないベイルートを非難

タイ

1. タイ、著作権侵害で中国、インド等の最悪国に仲間入り (インド - アジア・ニュースサービス、2007年5月1日付)

米国政府によれば、タイは国際的な著作権侵害国指定で、中国、インド他9カ国とともに、最悪国の仲間入りをした。他の侵害国はロシア、エジプト、アルゼンチン、チリ、イスラエル、レバノン、トルコ、ウクライナ、ベネズエラである。

米国通商代表部より月曜日に発表されたスペシャル301条の年次報告書は「優先監視国」を指定し、それらの国々は効果的な知的財産権保護を「奨励し持続させる」ため監視を受ける。他の31カ国はより低い監視レベルにおかれた。

タイ国のみが今年度、新規に優先監視国に加えられ、著作権法の「保護とエンフォースメント」の面で昨年度全体的な悪化が見られた結果を反映している。「優先監視国の指定を受けたことにより、最終的に世界貿易機関(WTO)の規定に従い制裁を受ける可能性も出てくる。

インドでは、海賊行為が「依然として横行し」、刑事事件としてのエンフォースメントは「依然として弱体である」と報告書は指摘している。

中国では著作権を持った商品の全販売量の85%から93%は模倣品であると見られていると報告書は述べている。

2006年にロシアの海賊版商品販売により米国の著作権所有者はおおよそ21億米ドルの損害を被った。

チリとベネズエラは優先監視国のままであった。これはエンフォースメントと協力に進歩が見られなかったことと、海賊行為の度合いが進んでいるためだ。

エジプトは「特にインフラの近代化と判事や査察官などのキー・パースンの人材の育成」の制度を改良した。しかしイスラエルは「知的財産体制に変化が見られなかった」。

トルコは「2006年に著作権侵害摘発件数の増加」を果たし、ウクライナは「もはや海賊版DVDの主要生産国ではない」と報告書は述べている。

報告書ではタイの当局は「骨の折れる状況の中で」法の執行のために尽力した。しかしその努力は「海賊版及び模倣比率の中に目に見える形で現れなかった」。米国の通商担当者は光ディスクメディア(DVDs)に対するタイのコントロールの欠如を特に指摘していた。商標つき商品である履物、書籍、ビジネス用ソフトウェア、有線放送と電波の侵害行為も同じく取上げられていた。

報告書によれば、タイでは侵害に対する処罰が不十分である。さらに、医薬製品などの特許に対する「保護の弱体化」が進んでいる兆候が見られる。

2. タイ、優先監視国に

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A、タイ、2007年5月1日付、バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年5月2日付)

米国政府は知的財産保護が貧弱な国としてタイを格下げし、低価格の薬を推進するタイの活動家から嘲笑されている。

米国通商代表部(USTR)はタイと中国、インド、ロシアを含む他の11カ国を「優先監視国」

として指定し、知的財産権の保護を注意深く監視する。タイが従前まで置かれていた監視国からの格下げである。

この格下げは、知的財産保護に関するUSTRの年次報告書に従ったものだが、保健省が輸入薬に強制実施権を発動し、米国製薬会社の抗議を受けていたことから、驚くべきことではなかった。

アボット・ラボラトリーズ社は同社の知的財産の、彼らが言うところの、盗用に対し、タイに圧力をかけるようワシントン政府に要請した会社の1つである。しかし、在タイ米国大使ラルフ・ボイス氏は、USTRの決定は強制実施権によるものだけではないと述べた。

「確かにタイの強制実施権は関心事の1つだ。しかしそれがタイが優先監視国となった主要要因ではない」と大使は記者会見で述べた。

タイの著作権及び知的財産保護は昨年度弱められた感がある。しかし引き下げにはそれ以外の理由があると大使は述べた。

「タイが優先監視国に加えられたことは、タイの最近の経済政策、例えば外国人事業法の改正、為替管理政策、小売業法などに対する米国及び国際的関心を反映している」とボイス大使は述べた。

米国国際知的財産アライアンスによれば、著作権のある製品及びサービスを提供する米国企業は、昨年タイで3億6,800万ドルを失い、2005年の3億5,500万ドル、2004年の1億8,400万ドルより増加している。

クルククライ・チラベート商業大臣は、影響力のある会社が米国政府に圧力をかけているため、タイは降格されるだろうと見ている。これらの会社はタイが知的財産の侵害制圧が遅いと非難している。

多くの米国の会社と通商団体は、この中にはリーバイ・ストラウス、フィリップ・モリス、アジア有線衛星放送協会、アメリカ・アパレル・フットウエア協会が含まれるが、ワシントン政府に対し、商品の模倣が進んでいるタイに対し制裁を求めている。最も関心と呼んでいるのはブランド物のアパレル製品とアクセサリー、オーディオ・ビジュアル製品だ。

ワシントンに拠点を置く米国・アセアンビジネス・カウンシルは、降格は米国投資家とその通商相手に打撃を与えるだろうと懸念を表す。

クルククライ大臣は米国政府が国内ビジネス保護のため企業の要求に対応せねばならないと理解している。もしタイが本日降格されたなら、大臣はワシントンとの交渉で輸出に与える影響を緩和する方法を探る。

優先監視国への降格は一般特惠関税制度(GSP)の下での輸出の関税特権を失うことにもつながりかねない。米国は年度半ばまでにこの関税の改定を発表する予定である。

商務省の匿名の情報筋は、降格の可能性を確認し、ワシントンでの米国製薬会社の影響を指摘した。

同情報は、関税での報復はバンコク政府が米国薬品に強制実施権を発動し、それが製造者の利益を侵害しているからと述べている。

保健省のモンコン・ナ・ソククラ大臣は、貧しい人々が命に関わる薬を入手しやすくするため、薬価の引き下げを誓った。タイを優先監視国に指定する決定はUSTRに対する製薬会社の影響力をあらわすものだと言ったと大臣は述べた。

知的財産法の専門家Jade Donovanik氏は、強制実施権は政府が行使したものでWTO条約に違反しない。「このような一方的な通商措置を行い他国の尊厳に口を挟むことはフェアではない」とUSTRの対応について同氏は述べた。

降格につながった他の要因は9月19日のクーデターかもしれない。しかし米国大使館筋

によれば、ワシントンが一番関心のあるのは貿易相手国が知的財産権保護の要求を満たしているかである。同筋によれば、米国にとっては、軍部がタクシン・シナワット政権を打倒したことより、特許の保護の方が優先度として高い。1991年にクーデターがあり、その2年後に知的財産保護が改善した結果、同国は監視国に格上げされたと同筋は述べる。

大使館筋はどんな格下げも知的財産権侵害、特に映画や光ディスクの偽造への制圧がなかなか進まない結果だと説明した。

3. 大臣、新法の目的を弁護する

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年5月2日付)

クルークライ・チラベート商業大臣は、外国人事業法(FBA)と小売業法の改正に向けたタイの動きに対しワシントンがもう少し理解を示すよう求めた。

タイ政府は同法の透明性を高め、法の抜け穴を補うために改正するのであり、米国政府はこの動きを貿易制裁の理由とすべきではないと大臣は述べた。

大臣の発言は、在タイ米国大使が記者会見で、FBAと小売業法の改正が、ワシントンが発表した今年度のスペシャル301条報告書で、米国通商代表部(USTR) がタイを優先監視国へ引き下げた原因かもしれないと述べたことを受けている。

「我々は国民のために法を改正した。米国がその過程を理解するよう期待する」とクルークライ大臣は述べた。しかし、大臣はUSTR の決定を尊重すると付け加えた。

しかしUSTR事務局は商務省への公式な報告書で、ワシントンが「深刻な懸念」を示したのは保健省が薬の特許を覆す強制実施権を発動した動きであったと述べている。

商業省は1月にエイズ薬カレトラに対し強制実施権を発動し、より低価格のジェネリック薬の製造を認めた。この動きは商業省と米国製薬大手アボット・ラボラトリーズ社の間の対立を引き起こし、多国籍製薬企業全体を激怒させた。

商業省事務次官のKarun Kittisataporn氏は、映画、ケーブルテレビ、書籍を含む米国知的財産(IP)の保護が不十分であったことが、米国通商代表部によるタイ国の降格という結果につながり、FBAや小売業法の改正のせいではないという意見であった。

「この動きが意味するところは、米国は、彼らの発明を取り扱うタイのやり方に満足していない」ということだと同氏は述べた。

タイの知的財産保護は昨年度逮捕者が増加し著しく改善されたが、その情報は、報告書が2月に内容が確定するため、時間的に考慮に入れられなかったのかもしれない。

Karun氏は、タイが一般特惠関税制度(GSP)の下で受けていたタイ製品に対する輸入特惠関税の廃止などの通商措置に直面する可能性を否定した。

「もしワシントンが我が国を罰するためGSP待遇を剥奪したら、世界貿易機関の国際協定に違反する」と同氏は述べた。

優先監視国の指定国は制裁の対象とされるわけではない。しかしワシントンは他の通商措置又は論争の解決手続きを求めるかもしれない。

4. 摘発で偽のプリンター関連用品押収

(バンコクポスト紙、データベース欄、ページD3、タイ、2007年5月2日付)

5つの大手プリンター製造社は警察の経済サイバー犯罪部(ECOTEC)と協力し、バンコク市のクロンサムワ地域に所在する倉庫を捜索し、侵害品の疑いのある10万個の商品を押

収した。

これら5社はヒューレット・パカード、セイコー・エプソン、キャノン株式会社、サムソン・エレクトロニクス、ブラザー工業である。

エンフォースメントの担当官はまた、偽物のインク・カートリッジ、トナー、スティッカー、偽物の製造に使用されるホログラムをパッキングし、保管するための倉庫を発見した。

これらの企業によれば、模倣品の推定額は100万パーツを超える。担当者によれば、今回の摘発は今年度これまでの倉庫への模倣品摘発で最も大規模なものであった。

倉庫の所有者は商標侵害で罪に問われ、最大で4年間の実刑及び/又は40万パーツの罰金を科せられる。

これら5社の法律コンサルタントであるティレケ&ギビンズ・インターナショナルは、タイの消費者が侵害という刑事犯罪によって害を受ける事がないよう努力を続ける中で、タイ市場から偽のインク/トナー、カートリッジ/リボンを一掃するという誓いを堅持すると述べた。

5. 政府発表で昨年度のIP侵害逮捕者25%の増

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年5月3日付)

政府は来週の米国政府関係者との会議で、知的財産侵害に対する取締りの向上を明確化する予定である。

知的財産局Puangrat Asvapisit局長は、ワシントンがIP侵害取締りの失敗によりタイを優先監視国(PWL)に格下げするのはアンフェアだと述べた。

「実際のところ、昨年度は逮捕者数の増加が顕著だった」とPuangrat局長は述べた。

警察は昨年度IPの侵害事件9,575件を法廷に持ち込み、2005年度の7,689件に比し、25%以上の増となった。また、280万個以上の侵害商品が押収され、前年度の226万個に対し24%増であった。

時価相当額では昨年度のタイでのIP侵害額は米国の商標・著作権所有者に2億1,900万米ドルの損害を与えたが、中国の22億米ドル、メキシコの15億米ドルに比較しずっと少ない。

米国はまたインドネシアを優先監視国より1ランク下の監視国にとどめたが、同国のIP問題はタイと同様であり、昨年度米国資産に2億500万ドルの損害を与えた。

政府担当者は5月11日の米国知的財産局との話し合いでこの情報を強調する予定である。

「タイ人の間に米国に対する否定的な感情を生み出したこの決定に対し、我々の失望感を相手側に伝える」とPuangrat局長は述べた。

IP問題解決のため、様々な政府機関を代表する作業グループが結成されると局長は述べた。これにより来年度タイを監視国に戻す目的で、著作権法の改正がスピード・アップされるだろう。

6. 米国の通商圧力へ怒りが増大

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A&4A、タイ、2007年5月3日付)

本日バンコクの米国大使館前で、エイズと共に生きる人々のタイ・ネットワークによる、タイの通商上の立場を格下げする決定を行った米国通商代表部に対する抗議行動が行われる。

著作権侵害に対し米国がタイを優先監視国に引き下げた事は、保健省が幾つかの薬 - この中には米国ベースの会社が販売するエイズ薬が含まれているが、これらに対し強制実施権を発動したが、それに対する報復と広く見なされている。

「我々は、影響を受けた会社がロビイスト集団であるUSA for Innovation を雇い、タイの強制実施権発動プロセスに関する偽の情報を流している事を発見した」とエイズ・アクセス・ファンデーションのNimit Tienudom代表は述べた。

USAフォー・イノベーションの代表はケン・アデルマン氏で、彼はまたエデルマンPR会社 (Edelman Public Relations) のシニア・アドバイザーでもあり、メルク社、アボット・ラボラトリーズ社、サノフィ社もこの会社を利用している。

ある情報筋は、USAフォー・イノベーションは自ら非営利組織と称しているが、最近米国の知的財産権侵害に対する反対キャンペーンを展開し、その中には間違った情報が含まれていると明かした。

例えばこのキャンペーンでは、タイは「30の薬品」に対し強制実施権を発動していると訴えている。

「これは正しくない」とモンコン・ナ・ソククラ保健相はこの主張に反論した。保健省は3つの薬のみ特許を破棄すると発表したと大臣は主張する。その中で、米国ベースの国際的製薬大手のメルク社によって販売され、商標名がサスティバ (Sustiva) とストクリン (Stocrin) という、エイズ薬エファビレンツの強制実施権の手続きのみが完了している。

7. CEBF、タイは早急に米国との理解修復を図るべしとの見解示す

(タイ・ニュースサービス、2007年5月4日付)

タイ商工会議所大学の経済ビジネス予測センター(CEBF) は、タイは薬の特許侵害により優先監視国に指定された後、直ちに米国との相互理解を作り出さねばならないとの見解を示した。

CEBF代表のThanawat Pholwichai氏は、米国は薬の特許侵害に大きな関心を示しており、タイはこの問題を早急に解決する必要があると述べる。だが、米国はタイに解決法を提示してはならず、関税の引き上げという報復を受ける恐れもあるので、タイは米国と早々に対話を持つべきだと同氏は指摘した。

Thanawat氏はこの問題は国のイメージに影響し投資家の信頼を減ずると述べた。

同時にCEBF代表は、民間セクターは政府がこの事件の捜査を始めた場合は、関連事項を準備しておくよう提案した。

8. モンコン大臣、強制実施権への支援を求める

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年5月4日付、アジア太平洋ニュース・エージェンシー機関、2007年5月5日付)

モンコン・ナ・ソククラ保健相は、来る第60回世界保健総会に出席する折に、タイが数種類の救命薬に強制実施権を発動したことへの国際的支援を受けることを期待している。

世界保健総会は世界保健機関(WHO)の最高意思決定機関である。

「我々はこの問題を友好国と話し合う。」モンコン大臣は昨日述べた。大臣によれば、既に7~8カ国とコンタクトをとっており、これらは主にアジア、ラテンアメリカ、アフリカの政府関係者だが、総会の機会を利用し、別途に話し合いを持つためである。

世界保健総会は毎年ジュネーブで開催され、今年は5月14日から23日まで開催される。193加盟国の代表が総会に出席し、主な任務はWHOの方針を決定することだ。

モンコン大臣は、エイズと心臓病治療薬に強制実施権を発動したタイの動きを支援する海外の人々から200件以上のE-メールや手紙を受けていると述べた。

「我々は透明性と良心を持ってこの決定を行った。我々は、タイのエイズ又は心臓病患者が良質な薬を低価格で入手できることを願っている」と大臣は述べた。

大臣の発言は、今週米国通商代表(USTR)部が知的財産侵害でタイを「優先監視国」に指定し、格付けを引き下げるとする発表の後だった。

これは、米国拠点の会社により販売されているエイズ薬を含む何種類かの薬に対し保健省が強制実施権を発動したことに対する報復と広く見なされている。

来週初めモンコン大臣と強制実施権を監督する委員会のVichai Chokevivat 委員長は米国に向け出発し、他の数カ国と共に、クリントン財団との低価格で大量の薬を購入する契約に署名する。

国家保健安全局(NHSC)の事務局長San-guan Nityarumpong博士は、タイは、政府がスポンサーとなっている「ゴールド・カード」保有者が服用するエファビレンツ、カレトラ、プラビックスへの年間予算を10億から17億バーツ削減することができると述べた。

エイズ薬エファビレンツは、昨年9月30日締めめの2006会計年度で25,000人の患者に使用され、今期会計年度では36万本の薬が3万人以上の患者に用いられると予想され、保健省は2億5,200万バーツの予算を節約できると見ている。

9. 世界初のエイズ抗体細片検査、開発される

(*ネーション紙、タイ、2007年5月4日付*)

チェンマイ大学の研究者はエイズ患者のための世界初の抗体細片テストの開発に成功し、タイは500万バーツのフローサイトメーターを輸入しなくてもよい可能性が出た。国立遺伝子工学・バイオテクノロジー(Biotec)センターの副所長のPrasit Palittapongarnpim 博士は、同大学の臨床免疫学部のWatchara Kasinrerak 博士による「卓越した研究」を発表した。

Watchara博士は単一クローンのCD4抗体を発見し、CD4セレクトと呼ばれる検査キットを開発したが、一般病院ではこれを血液分析装置に使うことにより、高価なサイトメーターを使った液体中の細胞の検査をしなくてもよくなる。

Prasit博士は今回の細片テストはこの種のテストとしては世界で始めてだと述べた。

Prasit博士によれば、絶対的な数のCD4ポジティブなリンパ球をテストする事はエイズ患者の治療で重要な事であり、なぜなら、これが病気の状態、経過の見通し、治療法を判断する助けとなるからだ。

Biotecの副所長のダルニー・エドワード氏は、新しいテストはエイズ患者の治療に非常に有益であろうと述べた。同センターはこの技術を、タイの診断用検査キットの製造者であるiMEDラボラトリーズに移管し、同社に製造、流通を任せ、十分な普及を目指す。

検査キットは今月末販売予定である。バイオテックは既にタイでの特許を取得し、米国その他で特許を取得中である。

10. タイの優先監視国指定の影響

(*タイ・ニュースサービス、2007年5月7日付*)

ガシコーン・リサーチ・センター(KResearch)は、米国が今年度タイのIPの位置付けをそれまで1995年から10年以上続いた「WL」(監視国)から「PWL」(優先監視国)に引き下げた事は、タイの貿易と投資に次のような影響を与えると予測している。

投資面でのタイのイメージに与える影響

タイのIP指定の引き下げは、米国ビジネスのタイへの投資で同国のイメージに影響を与えるのみでなく、他の外国投資家の見方にも悪影響を及ぼす。特に、他のアセアン諸国で知的財産権侵害がタイ国より深刻でない国々とタイを比較した場合、この降格により、特許権及び著作権(又は登録商標)のある製品を製造する外国企業は、タイに代わり他の国々に投資することになるかもしれない。

加えて、タイの、例えば、2542年(A.D.1999)外国人事業法及び小売業法などの法改正は依然不透明である。それゆえ、これらの要因は外国投資家に今年度のタイへの投資を再検討させるかもしれない。

タイの対米国貿易に与える影響

米国が今年度タイの知的財産権保護ステータスを格下げした事は、一般特惠関税制度(GSP)をタイからの輸出に与えるかどうかの見直しに影響を与えるかもしれない。

米国はGSP特権を、タイを含め発展途上国及び低開発国に与える際、知的財産権保護を最も重要な条件の1つとして確立している。米国は2007年7月1日に新GSPリストを発表する。タイ製の貴金属の宝石や装身具は今年度米国のGSPの特典からはずされると予測されている。なぜなら2007年に米国により規定された除外分野に含まれるから。その結果、タイからの貴金属製の宝石や装身具の米国輸出には輸入関税が課せられ、最優先国レート(MNF実行レート)の5.5%が課税される(過去にはこれらの製品は非課税であった)。

それゆえ、宝石や装身具のタイの輸出品価格は米国市場でインドや中国などの競争相手に対し不利となる。それらの国はタイよりも安い労働力と生産コストを持っている。加えて、これらの国は現在米国の宝石や装身具の分野で、タイより大きなマーケットシェアを持っている。

11. エイズグループ、患者の権利侵害で米国の「監視国」指定を要求

(タイ・ニュースサービス、2007年5月7日付)

エイズと共に生きる人々のタイ・ネットワークの旗下に集まった活動家は、米国が、国家の尊厳と世界中の病気で貧しき者の権利を侵害したことに対し国際的な措置をとるよう求めた。これは米国がタイを知的財産侵害との理由で「優先監視国」(PWL)に指定したことへの報復である。

ネットワークの多くのメンバーとエイズ・アクセス・ファンデーションの代表は木曜日に当地の米国大使館に集まり、ワシントンの動きを商業目的のためだけにとった行動であり、道徳や人命の貴さを無視したものだと言明する声明を発表した。

米国は、タイが米国製品を海賊行為の広がりから十分に守ることができなかったと非難するが、それには事実情報が不足していると活動家は指摘する。

エイズと共に生きる人々のタイ・ネットワークのVirat Poorahong代表は、タイ外務省と商業省に対し、保健省が貧しき患者がより良く生きるために薬の強制実施権を発動したことに明確な支持を与えるよう求めた。強制実施権はWTOの手続きにより明確に示されていると同代表は述べた。

ネットワークでは保健相のモンコン・ナ・ソククラ博士は強制実施権に対する自身の立場を変えないと信じている。

もし大臣が自身のスタンスを変更するような事があれば、タイ国民の彼への信用は間違いなく失墜するとVirat氏は述べた。

12. 首相、商業省にIPR侵害削減計画の作成命ず

(タイ・ニュースサービス、2007年5月7日付)

スラユット・チュラノン首相は商業省に対し、在バンコク米国大使館と協力し、タイが米国通商代表部の優先監視国指定から脱却するための実行計画の準備を命じた。

スラユット首相は現政権が依然、幾つかの必要な薬の強制実施権発動の決定を撤回しないことを明確にした。

商業省は知的財産権保護の任務を遂行する知的財産局を監督する。

「タイ国は指定から外れるための条件に従う。我々は正しいバランス感と妥協により解決策を模索する。我々に不備がある分野では問題の解決に努力する。しかし他の分野では我々は人道的理由の立場を貫く。」と首相は述べた。

13. USAフォー・イノベーション、タイライズ・コムを発進

(アジア・パルス、2007年5月8日付)

USAフォー・イノベーションはThaiLies.com (<http://www.thailies.com>)というプロジェクトを発表し、タイが米国とヨーロッパの発明を盗用しようとする決定を下した中にごまかしがあるとして一般の注意を集めようとしている。

5月7日から18日の2週間の平日、ThaiLies.com はモンコン・ナ・ソククラ保健相が最近述べた10のうそについて追加的情報を発表する。

ThaiLies.comはUSAフォー・イノベーションのプロジェクトであり、タイ保健省の嘘八百を明らかにすることが目的である。

14. ヨガの商標、取消される

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年5月9日付)

日本の特許庁は日本のビジネスマンが、古来のタイのヨガの名称であるルーシーダットン(仙人ヨガ)という名称の商業目的での利用を認めた商標を取り消した。この名前はポーズを基本とするスタイルの体操に用いられ、起源はラーマー世の時代に遡る。

古谷暢基氏が、印刷物や同氏のタイ・マッサージとヨガビジネスに使用するため、「Rusiedutton」のタイ語のフレーズと英語訳を登録したことは物議を醸した。同氏の会社のウェブサイトでは幾つかのポーズの写真とともにタイマッサージの基本として紹介しているが、他の誰も、特にタイマッサージ業を営んでいる者がこの言葉を使おうとしても、使用を禁止されてしまうのではないかという懸念が起こった。

知的財産局は1年前、日本の特許庁に抗議文を提出し、タイの固有の叡智により作り出された積み重ねであり、タイの知的財産として保存されねばならないと論じた。

また古谷氏はタイ人ではなく、ワット・ポーのタイ伝統医療学校からの正式な許可を得ていない。

15. 侵害者を狙ったプロジェクト

(ネーション紙、タイ、2007年5月9日付)

タイ-イタリア商工会議所は、侵害に対する欧州委員会の動きを支援するため、タイの知的財産権(IPR)のリサーチプロジェクトを行った。

EU-タイ経済協力からの資金援助を受け、EU-タイ小規模プロジェクト推進プログラム(U-Thailand Small Projects Facility Programme)が欧州委員会により進められ、タイとEU双方の利益となる革新的プロジェクトを支援している。

プロジェクトSILKはタイのIPR保護改善問題を取扱っている。

「実際、模倣と海賊行為は、タイとEU加盟国間の多分野の実りある経済関係に重大な脅威を投げかけるだけでなく、国内経済と社会の進歩に脅威をもたらす。それゆえプロジェクト・シルクはEUとタイの間で更に良好な関係を目指し、知識の移転を行い、タイの公的機関、法律執行機関、民間機関を支援し、IPR保護とエンフォースメントでタイの水準を強化することを目指す。」と研究者により発送された質問表の一部にはこのように書かれている。

質問表は、多国籍企業がタイの知的財産の侵害に関連しどのように危険を感知し、対処したかについて、直接の経験と予測について、彼らが提案する解決策についての情報収集が目的である。

様々な形態のIPR侵害があり、多くの侵害分野と侵害者があり、本物と偽物商品の製造、流通、販売の段階で様々な接触ポイントがある。プロジェクト・シルクは制度的及びビジネス上の両面でこの問題に焦点を当てる。このプロジェクトでは意識や知識、協力を増すために、IPR侵害がタイ当局、国民、多国籍企業に如何に影響を及ぼすかを理解しようとする。

この質問表はビジネスの立場に焦点を当て、論理的視点からIPRの侵害を見ている。その目的は製品のライフサイクルの中でどのように又どの時点で侵害者が合法的な市場への侵入に成功するのか、深いレベルの知識を得ようとするものだ。このプロジェクトは合法的な商品のライフサイクルそれ自体の中に、例えば、サプライヤーの数が多きこと、効果的なコントロールの仕組みづくりの困難さ、IPR保護に関連した特別な手続きの不足など、組織的な問題またはある種の脆弱さが含まれているのではないかという主張に基づいている。

16. 活動家、知的財産侵害でタイの優先監視国脱出のための米国の条件拒否

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年5月9日付)

エイズ活動家と研究者は、米国が提案した、タイ国が知的財産の侵害で優先監視国の指定から抜け出すための「アクション・プラン」に反対するため、5月8日に商業省を訪問した。

エイズ・アクセス・ファンデーションのJon Ungphakorn事務局長は、もし政府がこの行動計画に賛成したなら、医療上の緊急性で特許薬のジェネリック版を製造するため強制実施権を発動することが制限されるだけでなく、米国企業に対する製薬特許の道を狭めることにもなると述べた。

先週、タイの通商上の立場の格下げはCDやソフトウェアの海賊版の増加を反映したものだとして主張した米国通商代表団(USTR)は、タイの製薬特許制度を締め付けるような多くの要求を組み込んだアクション・プランを発表した。

FTAウォッチのKannikar Kijtiwatchakul氏は、アクション・プランに盛り込まれた要求は、米国がタイとの自由貿易協定の交渉で持ち出したものと同様であると述べた。同氏によれば、主要な要求は、特許交付までの許可事務の遅れを補うため、薬の特許を通常の20年より延長し、データ保護条項を義務付けることだ。これらは特許が消滅した薬の後発医薬の製造と市場への到達の遅れを意味する。さらに薬の特許を診断プロセスや手術にまで拡大し、タイ政府が強制実施権を発動する理由を制限することにつながる。

商業省の担当者は金曜日にこのアクション・プランの件で米国の代表と会談する。

チュラロンコン大学の薬学部講師Vithaya Kulsomboon氏は、HIV患者が安価な薬を入手し、通常の生活を送るよう支援することは、米国から通商特権を得ることよりタイ経済をずっと振興させると述べた。

「商業省は商業利益より患者の命により大きな関心を置くべきだ」とジョン事務局長は述べた。商業省は米国の圧力を恐れるべきではない、なぜなら重要な薬の入手を容易にするために戦っているのは政府だけではないから。

先週の金曜日、ブラジル大統領はエファビレンツのジェネリック薬の輸入を認める強制実施権を発動した。これは特許所有者のMerck & Co社が要求された60%の価格引下げを拒否した後のことだ。

ジョン氏はより多くの発展途上国がこの例に従うことを望んでいる。多くの発展途上国は世界保健機関で認められた強制実施権の発動を望んでいるが、米国の経済制裁を恐れていると同氏は述べた。

「これはタイの患者だけの戦いではない、発展途上国の全患者のためだ」と同氏は述べた。

17. ビジネスリーダー、薬をめぐる論争がGSPと経済に及ぼす影響を懸念

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年5月9日付)

ビジネスリーダーは、もし米国がタイ製品に対する特別関税を廃止しタイへ報復することになれば、政府が強制実施権をめぐる外国製薬会社と対決した事は経済に打撃を与えることになるかと警告した。

商業、工業、銀行業の合同常任委員会は昨日会議を持ち、タイを知的財産侵害で優先監視国に位置付けた先週のワシントンの動きについて論議する。タイはこれまでは侵害度が1つ下のレベルの監視国に指定されており、優先監視国指定は1992年が最後であった。

引き下げは、政府使用のため、保健省がエイズと心臓病薬の幾つかを輸入又は製造できるように強制実施権を発動したことに対する対抗措置と広く見られている。タイは世界保健機関の規定に従い自国の権利の範囲内だと主張する。

通商産業連盟のSanti Vilassakdanont委員長は、最近の動きがタイ経済にどんな影響を与えるかを語るの時期尚早だと述べた。

「タイ政府がこの問題を海外に鮮明化させるきっかけを作った事は良い事だ」と同氏は述べた。「しかし、確かに米国がGSPを削減すれば、(この問題で)タイは影響を受けるだろう。」

1,000以上のタイ製品が米国の一般特惠関税制度により輸入関税で優遇されている。これらの製品は農産物、電気製品、宝石、自動車部品が含まれる。国内生産者は昨年、この制度により42億5,000万ドルを節約したと推定される。

Santi氏は、経済状況は低迷しているが、企業活動は今年下半期に向け改善されるだろうと述べた。

「いくつかの問題が明確化されるまでは投資の飛躍的増は見られないだろう」と同氏は述べた。しかし新憲法が制定され、それに続く今年中の選挙があれば、ビジネスと消費者の自信回復に役立つであろうとSanti氏は述べた。利率の引き下げと国営銀行の貸し出し促進計画も経済成長を助けるだろうとも述べた。

18. クリントンはタイを支援、エイズ薬契約調印へ

(*ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A、タイ、2007年5月10日付*)

前米国大統領ビル・クリントン氏は、抗エイズ薬のジェネリック薬メーカーに強制実施権を与えるタイの決定を支持したと、モンコン・ナ・ソクラ保健相は昨日述べた。

大臣のコメントは昨日クリントン氏が、ジェネリック薬の国際的メーカーであるCipla社とMatrix社とパートナーシップを結んだと発表した後のことだ。これにより、第2期(second line)の抗レトロウイルスエイズ薬の価格を大幅に低減し、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、カリブ海の66ヶ国の発展途上国に提供される。

クリントン財団の薬価協定にはエイズ患者にとって不可欠の第1期及び2期の両方の薬が含まれる。第2期の抗レトロウイルス薬は患者が初期治療に耐性を持った場合に使用され、第1期の薬価の10倍だとクリントン氏は述べた。2010年までに50万人近くの患者がこれらの薬を必要とする。

19. 活動家、米国のロビーグループの「誤解を招く」広告を酷評

(*バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年5月11日付*)

健康問題活動家は、アメリカのロビー団体であるUSAフォー・イノベーションが、薬を広範に入手できるよう製薬特許を破棄したタイの行動を人々に誤解させるように、力の限りを尽くしていると批判した。

「USAフォー・イノベーションはすべての手を使い、かれらの利益団体である製薬会社を擁護するため、メディアの買収さえ行っている。」とバンコク選出前上院議員であり、エイズ活動家のJon Ungpakorn氏は述べた。

同氏は米国のNGOが昨日と今日、地元紙に全面広告を掲載したことを述べている。USAフォー・イノベーションの代表ケン・アデルマン氏はエデルマン広告会社の上級顧問であり、同社は幾つかの製薬会社の仕事を行っていると報道されている。

「広告で示されている情報は誤解を招く全く根拠のないものだ。」とジョン氏は述べた。政府による強制実施権の発動は完全に世界貿易機関の規定に沿ったものである。

広告では、USAフォー・イノベーションは、タイは自国の貧者や患者を犠牲にして米国やヨーロッパの技術を拒否したと述べている。広告ではまた、タイのほとんどのエイズ患者は良質の薬を入手する道を断たれていると主張している。

チュラロンコン大学薬学部のJiraporn Limpananont教授は、英字紙への広告掲載は、教育のある人々や、特に米国の一般特惠関税制度(GSP)の恩恵を受けていた海老と宝石の

輸出業者のような事業者を狙った戦術だと見ている。

同教授は、本日の米国知的財産権問題の代表との話し合いで、商業省知的財産局は諸問題で米国の要求に従うことがないよう求めた。その中には、タイを優先監視国指定からはずす代わりに、診断や手術手順にかかわる特許を認めることが含まれる。

米国は薬と農業用化学製品の特許保護期間の2年から4年の延長と、強制実施権は緊急事態にのみ使用することを要求している。

20. タイ国外務省の立場とその真実

(タイ・ニュースサービス、2007年5月11日付)

外務省は、保健省が3つの救命薬、エファビレンツ、カレトラ、プラビックスに強制実施権(CL)を発動したことで外国メディアが報道した誤解や、あるNGOが行っている間違った批判に対し、事実を明確化する必要性を強く感じた。我々は強制実施権に対するタイの立場を次のように明確化したい。

第1に、CLの使用は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)により認められている。それゆえ我々の行動はWTOを順守したものだ。USTRもこの点に反論してはいない。

第2に、発明保護と国民の保健のための薬の入手、この間のバランスの重要性も認識している。保健省が下した3つの薬へのCLの決定は軽々に行われたものではない。それゆえ他の薬品に対してもCLが発動されるのではないかという予測は見当違いだ。

第3に、公衆衛生は政府の最優先事項だ。我々は国民にヘルスケアのための国際的水準を提供するため奮闘してきた。現在タイの人口の80%以上が政府の保健計画でカバーされている。長年、健康と保健のための予算は教育予算に次いで2位を占める。今会計年度で健康関連予算は歳出全体の9.5%を占め、1億米ドルを超える(43億7,300万バーツ)。しかし特定の救命薬の価格は治療を必要とする多くの人々を治療から遠ざけてしまう。CLの使用は治療を受ける人々の数を増加させ、そこには50万人以上と予想されるエイズ患者も含まれる。必要とする患者数は増加を続けている。

第4に、CLの使用は公的な非営利目的のみである。これは政府の保健計画でカバーされる患者にのみ使用される。保健計画でカバーされないものは市場価格で薬の購入を続ける。

第5に、タイは貧乏国ではないが発展途上国である。所得と富の配分の格差は依然大きい。20%の貧困層が国民所得の5%以下を占めるのに対し、20%の富裕層が国民所得の50%以上を占める。多くの非富裕層は必要な治療を受けることができず、特にエイズ治療では患者は生涯、薬を服用せざるを得ない。政府は彼らの薬へのアクセスを支援する必要がある。

第6に、保健省は、製薬会社との討論を含め、2年以上をかけ最終的にCLを決定した。CLが発表された後、相互に受け入れ可能な解決法を目指し、全関係者との対話を続けている。

第7に、政府製薬機関によるジェネリック薬の製造は入手可能な薬の入手先の1つに過ぎぬ。他国からのジェネリック薬の輸入は他の選択肢だ。インドからのエファビレンツのジェネリック薬6万6,000本が第一陣として輸入され、価格が半額以下となり、さらに2万人のエイズ患者が薬を手にすることができる。確かに、製薬会社との薬価引き下げ交渉は今後も継続され、人々が必要とする薬の入手の拡大が図られる。

第8に、CLの使用はタイの現在の政治状況とは関係がない。また他の経済的又は財政的施策とのつながりもない。残念ながら、ある外国のNGOは、タイの信用を失墜させようとのばかげた企ての一部として、このような関係を作り出そうとした。CLは国民の健康保護、救命のために使われ、政治的利用はされるべきでない。

21. 米国、海賊行為との戦いにFBIを送り込む

(*ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B、タイ、2007年5月12日付*)

米国は、タイの知的財産海賊行為との対決で、厳格な取締りに欠けるとの理由で、連邦捜査局(FBI)からの捜査官を送り込む提案をした。

米国大使館の経済担当官ピーター・ソリン氏と商務担当官ジェニファー・ネス氏は知的財産局のPuangrat Asavapisit長官と会談し、海賊行為摘発のため合同でアクション・プランを検討した。

適切な取締りの確保のため、米国の担当官は様々な形の支援を提供する。そのうちの1つは、現在バンコクに派遣されているFBI捜査官を、偽物生産に従事するタイの大規模違法業者の捜査に参加させることだ。

この問題は、先週米国が通商法に基づき、タイを監視国から優先監視国に格下げしたことから緊急性を帯びてきた。このアクション・プランはPWL指定からタイをはずすことを狙っている。

Puangrat長官は、米国がタイの当局者に知的財産の取締りに関する訓練と知識を提供するだろうと述べた。

「米国は、取締りは小売業者に集中するだけでなく、大口の著作権侵害者に対する法的行為を行うべきだと主張した」とPuangrat長官は述べた。

米国はまたタイ警察、特別捜査局、税関を含む政府機関を、違法商品の摘発で協力体制が不足していると非難した。

米国はマレーシアとフィリピンの摘発レベルの強さに満足している。両国とも監視国に格上げされた。

ワシントンは、PWL指定は一般特惠関税制度の下での関税特権の剥奪にはつながらないと主張する。米国は貿易相手国とGSPを終了させる明確なガイドラインを持っていると米国政府筋は付け加えた。

さらに、米国政府は、タイ政府の最近の強制実施権発動についてはもはや拘らないが、タイ当局が今後強制実施権を発動する際には、事前に薬の特許所有権者と話し合いを持つことを要求した。

米国の担当官はタイの知的財産保護施策や摘発の進捗につき米国通商代表部に報告する。USTRの担当官は後日タイ国を訪問する。

知的財産局は2006年、取締り件数は9,575件に達し、押収物は282万個に上ると発表した。この数字は今年度第一四半期で19,150件、581万個に跳ね上がった。

22. GPO、米国ロビー会社を告発か

(*バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年5月12日付*)

抗エイズ薬GPO-VIRの国内の製造業者である政府製薬機関(GPO)は、USAフォー・イノベーションが、この薬の有効性と強制実施権を発動しエイズ薬の特許を破棄したタイの動

きについて、誤解を招くような記述を含む広告を掲載したことに対し告訴を検討中である。

GPO 委員会のVichai Chokewiwat委員長は、米国の製薬会社のためのロビー団体とこの広告を掲載したメディアに対し訴訟を起こすため、法律の専門家と協議中であると昨日述べた。

「このような挑発的な広告キャンペーンに対しては我々も何らかの対策を取らねばならない。」

「USAフォー・イノベーションがこの広告で述べている事は正しくないし、国家を傷つけるものだ」と委員長は述べ、GPO-VIRの最新の薬剤耐性研究を含む事実情報を外務省に送付すると付け加えた。

英字紙の全面広告は、GPO-VIRがあるエイズ治療薬のコピーだと主張している。マヒドン大学の研究を引用し、39.6-58%の高い薬剤耐性率が服用者の間に見られると付け加えている。

23. 救命薬、さらに価格引下げ可能

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A & 4A、タイ、2007年5月14日付)

タイで強制実施権が発動された3つの製薬会社の代表が、本日バンコクで食品薬事局(FDA)の担当者と会談するが、担当者によると、結果は患者にとって「よい知らせ」となるだろうとのことだ。

「我々は各会社からの価格引き下げの申し出を期待している。前回の会談で我々に示された価格よりもさらに安いものを期待している」とFDA局長のSiriwat Thiptharadol博士は昨日述べた。

FDAの担当官はタイが昨年強制実施権を発動して以来、救命薬への間口を広げるため、これらの3社と2回会議を持った。

3つの製薬会社はMerck's MSD(タイランド)、アボット・ラボラトリーズ社、サノフィ・アベンティス社で、それぞれエファビレンツ、カレトラ、プラビックスを製造している。最初の2つがエイズ薬で3番目が心臓病薬だ。

最初の2回の交渉は失敗に終わった。

「FDAはこれらの会社が持つ製薬特許のロイヤルティー交渉のため3社を招聘した。」と薬の入手に関してタイで権威ある専門家の一人であるチュラロンコン大学の薬学部講師のJiraporn Limpananond博士が述べた。

「しかし会社はロイヤルティーの交渉を拒否し、そのかわりに薬価交渉を望んだ。」とJiraporn氏は述べた。FDAはジェネリック薬の輸入の0.5%を特許権者にロイヤルティーとして支払うという提案をした。

もし本日の交渉が失敗すれば、ロイヤルティーの問題は知的財産局に移管され、ロイヤルティーの支払額が決定されると同氏は述べた。

24. アボット社、撤回する

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、ページ1A、タイ、2007年5月15日付)

タイで強制実施権を発動された製薬大手の3社の1つであるアボット・ラボラトリーズ社は、当地でエイズ薬の販売を継続したいと述べ、それまでの脅しを撤回した。同社はこれまでタイの強制実施権施策への対抗として、同社の熱安定性形態エイズ薬アルビアの販売を取

り消す予定を立てていた。

アボット社の代表は昨日の食品薬事局(FDA) Siriwat Tiptaradol局長との会談で同社のスタンスを示した。FDAは昨日サノフィ・アベンティス社とも話し合いを持った。

アボット社の新提案には次の条件がある。タイはアルビアに強制実施権を発動しないこと、及び薬の価格は患者1ヶ月当たり3,488.20バーツ、即ち年間約34,000バーツ(1,000米ドル)で、これ以上引き下げないこと。

Siriwat局長は、FDAはアボット社の提案をモンコン・ナ・ソククラ保健相に伝えたと述べた。アボット社のアルビアの価格は、インドのジェネリック薬メーカー、マトリックス・ラボラトリーズ社がアルビアのジェネリック薬を患者の1年間あたり24,324バーツ(695米ドル)(患者の1ヶ月当たりでは2,027バーツ)で製造するのと比較される。

マトリックス社はタイとともに、米国に本拠を置くクリントン財団を通じジェネリック薬の購入に合意した他の66カ国にもこの提案を行った。

心臓病薬プラビックスの特許を所有するサノフィ・アベンティス社との2時間に及ぶ交渉で、Siriwat局長は、製薬大手は患者が薬を入手しやすくするための1年間のプロジェクトを提案したと述べた。この1年間で同社はプラビックス340万錠を3万4,000人の患者に提供する。

この計画ではプラビックスの価格を1錠90バーツから27バーツに自動的に引き下げる。FDAはサノフィ・アベンティス社の提案を保健相に伝えたと同局長は述べた。FDAの委員会では6月1日に再び価格交渉で製薬会社を招聘するとも付け加えた。

一方、保健省の強制実施権小委員会のVichai Chokewiwat委員長は、もし保健省が、別に低価格で供給する他のソースがあるのに、それより高い薬を買う選択をしたら、その決定を正当化する納得できる理由を国民に示さねばならない。

「もし我々が患者1人当たり年間695米ドルでインドから薬(アルビアのジェネリック版)を購入すれば、次回には多分500米ドルの低価格で薬を購入できるかもしれない。もし我々が今、米国の会社から1,000ドルで購入すれば、我々は永遠に1,000ドルで買い続けなければならないかもしれない。」

25. 改正法案は「薬の入手を困難にさせるのか」

(*ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年5月15日付*)

保健省は特許法を改正しようとする政府の計画に反対した。この改正は薬の特許承認登録プロセスのスピード化を図るものだが、そうすることにより患者の薬の入手がより困難になるとの心配からだ。

知的財産局のBangyong Limprayoonwong副局長は、今月初旬に保健省から同局に書簡が送られ、そこでは保健省が特許法改正案、特に特許の登録と特許薬の保護期間について幾らかの懸念を持っていると書かれていたと述べた。

改正案によれば、特許の登録で幾つかの複雑な手続きが省略され、迅速化される。

現行法は特許の出願がされた後、通常審査官は数年間待って、登録に異議申し立てがないかを見る。この過程は複雑なケースではより長くなる。

特許登録の新ガイドラインによれば、審査官は方式審査のみで、実体審査なしで出願を受け付ける。出願人は2回公告することを求められる。新ガイドラインは、これまでのような審査官に出願を拒絶するかどうかの判断を下す権限はなくなる。

Bangyong 副局長はこの改正は米国との協議プロセスの結果だという見解を否定し、特

許法の改正プロセス自体は2005年に始まっていたと述べた。しかし法改正案は、種々の機関から色々な受取り方をされ、それゆえ知財局では改正案草稿を再検討しなければならないようになった。

Puangrat Asavapisit知的財産局長は、法務作業グループは、タイが特許協力条約の署名国となるべきかの検討も同時に行ってきたと述べた。

「外務省はタイが特許協力条約の加盟国になるべきかどうかの提案をしない。それゆえ知財局は作業グループを立ち上げ、十分に得失を研究し、その結果を閣議承認のために提出しなければならない。」と局長は語る。

26. タイの2006年海賊版損害、2億5,900万ドルから4億2,000万ドルへ増加 (ダウジョーンズ・インターナショナルニュース、2007年5月16日付)

ソフトウェア海賊版によるタイの損失額は、一昨年の2億5,900万ドルから昨年4億2,000万ドルへと跳ね上がったと、業界団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンスの調査を引用し、ネーション紙が水曜日に報じた。

ソフトウェアの海賊行為は国内情報コミュニケーション技術産業の成長の可能性を阻害するという、BSAタイランド委員会のロナルド・チュア委員長発言が引用された。

「正規でライセンスのあるソフト使用を推進する政府の継続的努力により、海賊版のレベル低下が図られると我々は楽観している」とチュア氏は述べていた。

27. ガンが製薬戦争の次の標的 (バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年5月16日付)

低価格の薬の入手を促進したことへの世界中の賛同をテコに、保健省は次の目標としてガン治療薬を視野に入れている。モンコン・ナ・ソククラ保健相は、ガン治療薬への強制実施権という次の計画を明らかにした。

「これは重要である。なぜならガンは、事故、エイズ、心臓病、老人病と並んで、5大死因の1つであるから。」と保健相はジュネーブから電話インタビューに答えて述べた。がん治療薬に対し強制実施権を発動するという動きがあるという報道は、モンコン大臣の発言までは確実でなかった。

国家保健安全局(NHSO)は、現在まで特許の保護下にある幾つかのガン治療薬に対し強制実施権を発動する得失を研究中である。

2006年の会計年度で、政府は12億バーツの予算を使って、5万人のガン患者に対しNHSOの全体保健計画に基づく治療を受けさせている。

モンコン大臣は世界保健機関の総会出席のためジュネーブを訪問中で、その後ワシントンに向かい、米国製薬会社が製造するエイズ薬特許を破棄したタイ政府の決定について説明する。

28. 法のエンフォースメント訓練、模倣制圧に貢献 (バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB、タイ、2007年5月8日付)

タイ税関局は違法商品がタイ市場に流入し、消費者の輸入品に対する信頼を損なうことがない様に積極的な施策を行う。ノキア、リーバイ・ストラウス、ダイムラー・クライスラー、HP、

カシオ、フェラーリのような商標権者は多くの情報を提供し、税関職員が疑わしい商品のイメージを認識し、検閲を行う助けとなるよう、協同で同職員に商品の識別訓練を提供することを申し出ている。

トレーニングではタイへの輸出入品の本物と偽物の識別方法のデモンストレーションや、タイでの違法な輸入品の流通を阻止する支援を行う。

2006年に一連の商品認識訓練が、バンコク周辺の多くの重要な港、クロントイ、レムチャバン、ラ・クラバン、ドンムアン、バンサオトン等で行われた。一連の訓練は荷物の積換え地として知られる、北部チェンマイ、チェンライ(タイとビルマの国境)、ノンカイ(タイとラオスの国境)、アランヤプラテート(タイとカンボジアの国境)の各地でも開催された。

参加した税関職員は興味と熱意を持って対応し、ほとんどの参加者が商品の識別について学ぶ好機であったと述べた。

模倣輸入品とは別に知的財産権所有者が直面する問題は、タイ国内で生産され、国内市場での販売と輸出用に向けられる模倣商品だ。

知的財産局(DIP)エンフォースメントチーム、及び法務省特別捜査局(DSI)の法執行担当官のような関連する他のエンフォースメント担当官も合わせて、2006年年末にバンコクで開催されたこの商品識別訓練へ招待され参加した。

2007年初頭、バンコクで商標のIPR侵害制圧の責任者である警察高官は、部下の警察官チームにもこの訓練を受けさせるように要請した。その訓練では、経済技術犯罪捜査部(Ecotec)、検察局、知的財産部も知的財産法についての知識の提供を求められた。

これらの訓練セッションは、法のエンフォースメント担当官が輸入又はタイ市場で販売される模倣商品市場をじっくり観察することを促すこととなる。また担当官が関係するブランドの所有者が知的財産権保護に非常に真剣だということを知る機会にもなる。

税関での一連の訓練が終了した後、2006年末の押収件数は飛躍的に増加し、年度当初の件数の約4倍に達した。

これらの押収は違法商品の輸入に責任のある輸入者を拘束するという税関局の積極的取組みの現れである。

タイ法のエンフォースメント専門の担当官は知的財産権保護で目を見張るほどの職務上のリーダーシップを示した。消費者の安全への配慮と消費者が違法商品の出所と品質にだまされることを防ぎたいという担当官の願いにより、卓越した協力と確信に満ちた任務を行った。権利所有者はそれを喜んだ。ブランド所有者は、政府の模倣商品の販売者、輸出入業者に対する取締り活動が持続し、このようなエンフォースメントへの支援が継続的に提供されると確信している。

29. タイとブラジル、薬の製造で協力

(タイ・ニュースサービス、2007年5月21日付)

モンコン・ナ・ソクラ保健相はブラジルのJoze Gomez Temperao 保健相と、8月半ばブラジルで保健協力協定に調印すると述べた。「健康増進とジェネリック薬製造での協力に加え、我々は協同でインフルエンザワクチンの製造を計画している」とモンコン大臣は述べた。

タイ、ブラジル両国はエイズ患者の治療に使われるエファビレンツの強制実施権を発動した。モンコン大臣によれば、ブラジルはインフルエンザワクチン製造のノウハウをサノフィ・アベンティス社から取得し、タイは中国からノウハウを学ぶ。

30. 知的財産、強化される

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年5月23日付)

知的財産局は営業秘密法を改正し、商業目的の権利保護を強化する予定である。知財局では、最近広く見られた侵害行為から地元の知識を保護するため、タイの知識保護法の策定を検討している。

営業秘密法は施行後5年になるが、主に一般の理解が不足しているため、どんな企業の保護にも使われたことがない。法律が複雑すぎるため、人々はこの法を無視している。

政府は近年、地元の英知が侵害の危険に直面した後、さらに多くの施策を発表しようとしている。例えば昨年、日本の会社がタイ式マッサージであるルーシーダットンの商標を登録したことにタイは抗議した。

知的財産局では9月に改正作業を終了させる予定である。一方、タイで最初の地元の英知法は完成まで数年はかかる。

自由貿易協定と世界貿易機関室長のThosapone Dansuputra氏は、知的財産局による改正は知的財産権のより強い保護施策を作り出そうとする政府の政策に合致するものだと述べた。

「知財局は一般の人々の理解を明確化することを目指して改正する。法律は人々にとって、特に商業利用のため使いやすくなければならない。」と同氏は述べた。

「改正は最近話題となった保健省による強制実施権発動とは何の関係もない」と同氏は付け加えた。

同法は商業省、保健省、農業省の3省の所管であるが、ジェネリック薬、農業分野で使用される化学物質、又は他の秘密情報に関する営業秘密を持つ民間組織を保護しようとするものだ。

改正点は委員会の詳細、罰則、営業秘密へのアクセスに焦点が向けられる一方、エンフォースメントに関してはより柔軟性が与えられる。例えば、今まで組織されなかった監視委員会の資格を改正するであろう。

31. パタルーン米、ブランド化か

(ネーション紙、タイ、2007年5月23日付)

パタルーンの農民により1世紀前に開発されたユニークで栄養価の高い米の品種が、国の知的財産として保護される地理的表示の認定を受けた。

スノット品種は南部にのみ生育し、パタルーン米研究センターはそれが純正と保証した。

農業経済局は登録により価値が増し、新規の商業目的のため米の商品開発を認めるものだと述べる。同局ではこの品種の質を維持し、高価格で販売できるよう農業者に奨励している。

32. 米国、タイに強制実施権を取消すよう要求

(タイ・ニュースサービス、2007年5月23日付)

モンコン・ナ・ソククラ保健相とタイ政府担当者は、タイが貧しいエイズ患者のための薬を

含む重要薬品に強制実施権を発動した必要性を明確に示そうと努力したが、米国を納得させることはできなかった。

5月22日、米国のカルロス・グティエレス商務長官はタイが幾つかの必須薬への強制実施権発動を取消すよう要求した。

ワシントンDCからの電話会談で、モンコン大臣は、グティエレス商務長官と他の同席者との話し合いは、商務長官が強硬なスタンスを取り、製薬会社の代理人のように振る舞い強制実施権を取消すことを要求したため、険悪ムードの中で終了したと述べた。

「成果はなかった。今後は商業省、外務省、保健省は強制実施権のプロセスを進めていく」と大臣は述べた。

カルロス・グティエレス商務長官はモンコン大臣と同行者がこの問題で面談した米国の高官3人の一人だ。他の2人は米国通商代表部の副代表ジョン・ペロノー大使とカリフォルニア州民主党代表であり政府の施策検証委員会委員長のヘンリー・ワックスマン氏である。

モンコン大臣は、ワックスマン氏との会談は、同氏がタイが高価な医薬を入手する支援をすると約束してくれたので有益だったが、ペロノー氏は強制実施権発動の合理性を尋ねただけだったと述べた。

政府製薬機構理事会の委員長で、モンコン大臣に同行したVichai Chokewiwat氏は、USTRのペロノー氏はタイの強制実施権発動の法的側面に疑念はないが、慎重に再考して欲しかったと述べた。

ウチャイ氏はこの訪問での成果は少なかったと見るが、少なくとも米国の立法府、行政府の下部機関に対し、タイの代表が事態の説明をする機会が持てた。

さらに、少なくとも製薬会社1社がタイを支持したことは良い兆候だと述べた。

ウイチャイ氏によれば、カリフォルニアに本拠を置くGilead Sciences社の代表はモンコン大臣に対し、タイでの強制実施権の使用は同社の研究開発または投資面に影響を与えないとUSTRに説明したと伝えた。

保健省当局が米国の様々な分野の代表との会談のため米国を訪問したのは、タイが米国メディアと議会のメンバーから強制実施権の使用で強い批判を浴びたことを受けている。

モンコン保健相は2つのエイズ薬、Lopinavir/Ritronavir (カレトラ)とエファビレンツ及び心臓病治療薬Clopidogrel(プラビックス)の安価なジェネリック版をタイ市場に輸入することを認める強制実施権を発動した。その後間もなくUSTRはタイを優先監視国に指定し、タイが知的財産権の保護とエンフォースメントで不十分だと主張した。

しかしこの動きはクリントン前米国大統領と、ブラジルやフィリピンのような支援を受け、これらの国は現在タイの前例に倣うことを検討している。

33. 知的財産局、税関やDSIとの協力でタイの海賊商品は正へ

(タイ・ニュースサービス、2007年5月24日付)

米国がタイを優先監視国(PWL)に指定後、知的財産局は税関局、特別捜査局と協力し、著作権侵害の是正を目指している。

知的財産局Puangrat Asawapisin局長は知的財産侵害でタイ警察と話合いを行うと述べた。知財局は米国通商代表部(USTR)がタイをPWLに指定したことに懸念を表明した。一方、バーン・モーやパンティップ・プラザのような海賊商品の販売店や業者の一覧は米国に送付されている。

加えて、知財局は税関局及び特別捜査局(DSI)と協力し、厳しい対策を講じ、知的財産

権侵害を予防する。

34. エイズのNGO団体、強制実施権を支持

(アジア・太平洋ニュース・エージェンシー機関、2007年5月24日付)

タイのエイズNGO連合(TNCA) は水曜日声明を発表し、保健省の抗エイズ薬に強制実施権(CL)を発動した事を支持し、エイズ医薬の特許権者に対するボイコットを訴えた。

「タイ政府は(計画に従い)強制実施権を継続し、クリントン財団や他の18の発展途上国との協力を強め、製薬コングロマリットに対し交渉力を強化するべきだ」とSupatra Nakhaphiew TNCA会長は述べた。

声明では、モンコン・ナ・ソククラ保健相の対応を支持し、CLが多くのエイズ患者の命を救ったとするタイ政府の立場を再確認している。人道的理由とすべてのタイの人々の利益のため必要であるとNGO活動家の声明は述べている。

声明はまた、抗エイズ薬の特許権者である大手製薬会社アボット社へのボイコットを主張している。

CL問題でタイへの仕返しとして、アボット・ラボラトリーズ社は最近、同社の新抗エイズ薬をタイ国から引き上げさせた。「外務省と商業省は国民全体の利益を確保するため協力すべきだ」とスパトラ会長は述べた。

草の根で人々の理解を得るため、TNCAはパンフレットを作成し、155のメンバー組織と国内のネットワークを通じ配布する予定である。またタイ語と英語のウェブサイトも開設予定である。TNCAはまた7月6日、インパクト・ムアントンタニで開催される第11回エイズ・ナショナル・セミナーで、CLに関する特別フォーラムを開催する計画である。

35. 政府はエファビレンツの強制実施権取り消しを考慮

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年5月24日付)

政府はエイズ薬エファビレンツの特許権者である米国のMerck & Co Incとの非公式な話し合いで好感触を得たため、ジェネリック薬のための強制実施権を取消すことを考慮している。

モンコン・ナ・ソククラ保健相は、メルク社の代表は抗レトロウイルス医薬につき、両サイドにとり有利な解決法となり得るような、幾つかの興味深いオプションを提案していると述べた。

「本物の方が購入しやすいなら、誰が患者治療のためのジェネリック薬を買おうとするだろう」と、米国からの電話会談で大臣は述べた。

大臣の予期せぬ発言は、米国訪問でタイと米国製薬会社間の不和を終了させるための切り口を得られなかったと大臣が述べたわずか1日後のことであった。

モンコン大臣はニュージャージーに本拠を置くこの会社が提案したオプションの詳細は語らなかったが、これは特許を破棄された他のエイズ薬と抗血栓薬の製薬メーカーにとって良い見本となるだろうと述べた。

主要な米国のリサーチ及びバイオテクノロジー企業を代表する米国製薬研究製造者会の社長兼取締役会長のBilly Tauzin氏は、米国大手製薬会社がタイの強制実施権発動により依然として非常に困難な状態にあることを保健相にはっきりと示した。

「タイ政府が用いたこのような過激な施策は、世界経済の推進力となる発明心を損なうだ

けでなく、さらに悪いことに、エイズやガンなどの生命の危険を脅かす病気に苦しむ患者への画期的新薬への道を狭めることにもなりかねない」とビリー氏は述べた。「もちろんタイの患者がそうあってはならない」。

しかし、モンコン大臣は、ワシントンはタイの政策に対し誤解した情報を得ていると論じた。

36. タイの降格は報復ではないと、米国発言

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ3A、タイ、2007年5月24日付)

バンコクの米国大使館は、タイの通商上の立場が降格したことは、保健省が特定の薬に強制実施権を発動した結果によるものではないと再度言明した。それゆえ、降格はタイのワシントン政府への対応に影響を与えないであろう。

ラルフ・ボイス大使は、タイの優先監視国への降格や強制実施権、外国人事業法を含む諸問題での理解を深めるため、クルククライ・チラペート商業相と会談した。

クルククライ大臣は、ボイス大使は、米国政府はタイの強制実施権の発動に対し「何ら報復措置」を講じはしないし、降格により一般特惠関税制度(GSP)の見直しでタイの輸出品に影響を与えることはないと言ったと、大使の発言を引用した。

しかしボイス大使は海賊行為事件の増加に懸念を表明し、それがタイの降格を検討した際の主要因だったと言った。

クルククライ大臣は、政府は監視国指定に戻るため、模倣商品への厳格な摘発活動を開始したと言った。

「政府が開始した海賊版摘発対策は、侵害を撲滅するため具体的で効果的な計画である」と大臣は述べた。

加えて、クルククライ大臣はタイの輸出業者に、GSPは一時的な貿易の恩恵なので過度に頼りすぎないよう警告した。

関税特権を受けた貿易は米国への貿易額全体の20%となる。輸出業者は短期的な利益に集中するよりは競争力を向上させるべきだと大臣は述べた。

37. NSTDA、特許は技術革新への鍵

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2007年5月25日付)

国家科学技術開発庁(NSTDA) は今年70件の特許登録を予定しており、これは去年の50件を上回るもので、ビジネスと産業のための科学技術の振興に資するためだ。

NSTDAのSakarindr Bhumiratana理事長によれば、同庁では2008年には特許権数を50%増加させ110件を目指している。

Sakarindr理事長は、タイが競争力を維持し、国際的な特許へ通じるものを確保したいなら、先進技術が必要だと述べた。

NSTDAとそのパートナーは、種々の医療及びエネルギー技術を開発した。その中には鳥インフルエンザの新テスト技術、高性能低コストのソーラーエネルギー発電機、無公害モーターのための燃料電池製造に使用する物質、フェイシャル・トリートメント用の特別なナノテクノロジーを使った物質が含まれる。

タイは特許保有数が非常に少なく、Sakarindr氏によれば研究開発目録で他国に遅れをとっていると述べた。

NSTDAは「ファースト-フォーワード」と呼ばれる3カ年計画を立上げ、タイの発明を加速させる緊急任務を強調している。NSTDAは科学技術法の公布を政府に求め、研究開発活動の予算を各年の国家予算の3%に増加することを求めた。

もし政府が法を可決したなら、R&D予算は2.5%増加し、現在の比率の3倍になるとSakarindr理事長は述べた。

38. WHO、強制実施権の使用を支持

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A&4A、タイ、2007年5月25日付)

世界保健機関(WHO)の全加盟国193カ国による年次総会が、薬の入手を促進するための強制実施権の使用を認める決議を行い閉会した。

決議は先進国と発展途上国との間の10時間に及ぶ白熱した論戦の後、採択された。決議は、昨年11月、タイが世界貿易機関(WTO)の協定に従い知的財産権を無効にし論議を呼んだ事件以来、最初のWHOの公式スタンスであったので、タイと、最近タイの例に倣ったブラジルはこの決議を歓迎した。

昨日発表された声明では、WHOの総会は、現在流通する薬の入手がより容易になるよう、また世界戦術とこの問題への行動計画作成のため、事務局長より強制実施権を使用する国に技術的政策的支援を提供するという誓いが述べられた。

WHOの決議は、タイが強制実施権の使用を米国政府に明確化することに失敗したわずか3日後に行われた。米国の商務長官はモンコン・ナ・ソクラ保健相がワシントンで会談した折、強硬なスタンスをとり、米国の製薬会社の代理人であるかのように振る舞い、強制実施権の取り消しを要求した。

在タイの国境のない医師団(MSF)ベルギーの広報担当官Kannikar Kijtiwathakul氏は、この決議は発展途上国が薬を入手する戦いで大きな勝利だったと述べた。

Kannikar氏は、総会ではまたR&D報奨の仕組み調査の決議と、研究開発費と薬価、ワクチン、診断用キット価格との関連についての決議を採択したと述べた。

保健、発明、知的財産権に関する協定のほかに、WHO加盟国は猛威を振るうインフルエンザへの対策とワクチンの入手、及び加盟国間で共有できる他の権益について決議を行った。

チャンWHO事務局長はこの共有は国際間の協力と準備から生まれると述べた。この決議により、WHOはH5N1型鳥インフルエンザ及び他の伝染の可能性があるインフルエンザウイルスに対して国際的備蓄を築き、適正価格のワクチンの公平で公正な流通を確実にするためのメカニズムとガイドラインを作成しなければならない。

39. GPO、米国の会社に対し10億バーツの損害賠償請求

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年5月26日付)

政府製薬機構(GPO)は米国のロビー団体であるUSAフォー・イノベーションに対し、新聞広告でGPOとそのエイズ薬に対して信用を失墜させた件で10億バーツの損害賠償を請求する予定である。

GPO理事会は先週USAフォー・イノベーションに対し刑事告発を行った後、民事事件でも提訴することを全会一致で同意したとVichai Chokewiwat理事長は述べた。

「我々はUSAフォー・イノベーションが掲載した広告がGPOの評判とGPO-VIR製品の販

売に影響を与えると確信する」とウチャイ理事長は述べた。

USAフォー・イノベーションは今月初めタイの3つの新聞に全面広告を掲載し、GPOのGPO-VIRエイズ薬は39-58%という高い薬剤耐性を示し、これは世界のエイズ薬の薬剤耐性で最悪の例だと述べた。

この広告掲載は保健省が米国製のエファビレンツとカレトラに対し強制実施権を発動した直後であった。

40. 保健省、さらに2つの特許の破棄を検討

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年5月29日付)

保健省は他の2つの高価な薬品のジェネリック薬のため強制実施権を発動することを検討中であると、モンコン・ナ・ソクラ保健相は述べた。

しかしこの発動は、7月1日に米国の一般特惠関税制度(GSP)でのタイの輸出品の位置付けが発表された後になされるだろう。

米国の通商相手国のうち途上国に対して与えられる関税特権であるGSPは、高価な米国製医薬に対する強制実施権発動にブレーキをかけている。

米国の薬剤特許に対しこれ以上行動を起こすことにより、タイの重要な輸出品がリストからはずされ、タイが他の輸出国より不利な立場に置かれることが懸念されている。

USTRがタイを知的財産権の保護で注意深い監視を必要とする優先監視国に格下げしたことは、強制実施権発動に対する罰と見られている。

しかしながら、タイ商工会議所は先にこれらの2つの問題に関連があることを否定した。米国は経済的要因により決定を行うだろうと商工会議所では述べた。宝石、ゴム、手作りの造花、海老がGSP 指定からはずされる可能性がある。

「タイは5つの薬に強制実施権を発動する。既に3つに発動したので残りは2つだ」とモンコン大臣は述べた。大臣は薬品名を挙げなかった。次の対象はガン治療薬であろう。強制実施権はこれらの薬の価格を1錠3,800バーツからわずか200バーツへと引き下げるだろうと大臣は述べた。

41. 保健相、我々はこれ以上圧力を受けないと発言

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年5月31日付)

モンコン・ナ・ソクラ保健相は、政府の強制実施権を説明した白書の最新版が間もなく発表され、薬品登録のため薬価が検討されていると述べた。一方、食品薬事局(FDA)は3つの外国の製薬会社がタイ当局とのCLの交渉を6月6日まで延期したと発表した。

モンコン大臣は、ライセンスはタイ人に薬へのアクセスを容易にするための手段であり、その交渉はこれまでの経験から、謙虚で礼儀正しいやり方では旨く進まないため、今後はより強硬なスタンスで行うだろうと述べた。

「今後はCLに関し誰かが我々を脅迫し、圧力をかけたとしても、タイの謙虚さで対応し、相手側の一方的な攻撃を許すようなことはしない」と大臣は述べた。

報告書の最新版はニューヨーク、ワシントンでの説明、及びジュネーブのWHO総会での保健省の説明の詳細を含んでいる。

モンコン大臣はデービット・ウィリアム・フォール英国大使とのCLに関する会談は建設的で良好に進んだし、英国はタイがCLの行使を継続するかどうかを知りたがったと語った。なぜ

なら英国も多くの大規模な製薬企業を抱えているから。モンコン大臣は、タイは必須薬にのみCLを発動すると確約し、英国はタイの立場に満足と支持を表したと述べた。

マレーシア

1. 海賊版ソフトウェア使用、アジアで減少

(Agence France Presse, 2007年5月7日付)

コンピューター用海賊版ソフトウェアの使用はアジア各地で減少してきているが、この問題にはっきりとしたインパクトを与える為、更なる強化策が必要であると、工業関係政府筋は語った。

世界中のコンピューターソフトウェア、ハードウェアの会社を代表するビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は中国を含む数カ国において、不法ソフトウェア使用の指数は下がって来ている事を示していると語った。

「著作権侵害比率はこここのところ減少して来ているが、そのスピードは非常に緩慢なものである。もっと確実な減少結果を得られるよう、我々は更にステップアップする必要がある。」とBSAアジア地区マーケティング・ダイレクターのロナルド・チャン氏はAFPに語った。

この進展は、不法ソフトウェアを使用している会社に対する政府関係機関による頻繁な手入れと一般消費者の自覚の拡大の成果だ、とチャン氏は語った。

同時に、マレーシアでは不法ソフトウェア使用指数は63%から60%に僅かに下がった、だがこの指数は2005年マレーシア経済にとって1億4,900万ドルの損害を意味していると彼は語った。

偽造ソフトウェアを使用している会社に対する手入れの執行を倍増させ、2006年には年間で23回だった手入れに比べ、今年は始めの4ヶ月で既に12回の手入れを執行したと、マレーシアのエンフォースメント担当官は月曜日に語った。

2. 監視団がソフトウェア海賊版対策法のエンフォースメント強化を要求

(ダウジョーンズ・インターナショナル・ニュース、2007年5月31日付)

国際的な反海賊行為の監視団は、31日、マレーシアで地元の情報提供者に2万マレーシア・リングgit(5,882米ドル)を報奨金として与えた後、コンピューターの海賊行為と戦うため、エンフォースメントの強化を求めた。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスは、Hishamとだけ明かされたマレーシア人の情報により、当局が4月に建設会社の摘発で、11台のコンピューターと79枚の模倣の疑いのあるソフトウェアのコピー、推定で35万MYR相当を押収したと発表した。

2006年にマレーシアの民間企業で使用されたソフトの60%は違法商品で、2005年も同様であった、とBSAの反海賊版対策部長Tarun Sawney氏が述べた。これはアジア太平洋地域の平均的比率の55%より若干高いと同氏は述べた。

「海賊版比率は下がらないが、ソフトウェア企業への損害は2005年の1億4,900万米ドルから、昨年度は2億8,900米ドルへと増加した」とSawney氏は述べた。

損失額の増加は、国内でのコンピューター販売と高品質なソフトウェア使用の堅調な伸びに起因すると同氏は述べた。

現在の摘発は、主にマレーシア最大の都市クアラルンプールに集中していると担当者は語る。

国内取引・消費者行政省のエンフォースメント担当チーフMohamad Roslan Mahayuddin

氏は、今年度、当局は20社に対し15回の摘発を行い、97台のコンピュータと493枚の違法なソフトウェア140万MYR相当を押収したと述べた。

マレーシア著作権法は、最高5年の懲役と一件の侵害に対して最高2万MYRの罰金を規定している。

Sawney 氏は、BSA は情報の正確さ、摘発した会社の規模、押収した違法ソフトウェアの時価により、情報提供者に 3,000MYR から 20,000 MYR までの報奨金を提供していると述べた。しかしながら、BSA が昨年、マレーシア及びこの地域の情報提供者に支払った額についての詳細は明かされなかった。

シンガポール

1. 米国とシンガポール、IP保護の今後の協力で合意

(ダウジョーンズ・インターナショナルニュース、2007年5月4日付)

知的財産の高度な保護と認識の分野における協力関係拡大で合意したと、シンガポールのリー・シェン・ルーン首相はカルロス・グテレス米商務相とワシントンで会談後語った。同時にリー首相は、東南アジア各国と貿易リンクを確立するよう、米国に強く迫った。

2. シンガポールの海賊版比率39%に減少

(ストレイツ・タイムズ紙、シンガポール、2007年5月16日付)

シンガポールのソフトウェア海賊版比率は昨年、4年連続で低下し、2005年の40%から39%へとわずかに低下した。しかし、ソフトウェア産業の見張り役であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)によれば、当地で使用される違法ソフトの推定相当額は1億8,900万米ドルに上り依然として深刻な問題である。

率の低下は歓迎されるべきだが、39%と言う率は世界平均の35%より高いと、BSAアジア副会長のジェフリー・ハーディ氏は述べた。

4年目となる調査は、BSAの委託を受け国際技術調査会社のIDCが行ったものだ。この調査ではコンピューター海賊版の管理システムがどこにあるかの分析は行われていない。しかしIDCアジア太平洋の相談役副会長のウォルター・リー氏はほとんどの侵害者はホームユーザーか小規模な会社であると信ずる。

ハーディ氏は、BSAのような業界団体と政府が教育とエンフォースメントを継続することで、海賊版比率は「低下させることが可能であり、そうすべきである」と信じる。本年2月に当地のビデオゲーム産業の会社が海賊版ソフト使用で摘発された。事件は捜査中である。

3. シンガポール、中国と協力し、より緊密なIP情報の交換を図る

(チャンネルニュース、アジア、2007年5月28日付)

中国から約240名の政府関係者、産業界代表、知的財産(IP)サービス提供者が最新のIP知識について学ぶためシンガポールにやって来た。

一行は第2回中国-シンガポール知的財産会議に出席している。この会議は両国の知的財産局が主催し、中国、シンガポール、アセアン地域間のIP分野での協力推進を目指すものである。

1日半の会議の間、参加者はIP戦略を利用し如何に挑戦に取り組むか、またIP紛争の解決法としての仲裁の方法を学ぶ。

スピーカーは海外進出の経験や市場競争力を増すために如何にIPを利用するかを披露する。加えて、講演者は、創造的なデジタルメディア産業としてのシンガポールのIP体制とその発展の様々な側面について語る。

フィリピン

1. 米国貿易報告書、フィリピンを低レベル監視国に

(ダバオ・トゥデイ、2007年5月2日付)

米国通商代表部(USTR)はスペシャル 301 条リポートを発表し、フィリピン始め 29 カ国の通商相手国を「低レベル監視国」とした。2001 年以来 5 年間に亘って優先監視国に指定された後、フィリピンは 2006 年に通常監視国に引き下げられた。

「リポートの推薦根拠はフィリピン政府の著作権侵害、模造品製造等に対する徹底した取締りを認めたものである。これは知的財産権国家委員会(NCIPR)所属のメンバー機関が協調努力した結果であり、2005 年に設立して以来今日までに 40 億ペソに迫る模造品を押収した。」とフィリピン知的財産局(IPフィリピン)理事長、エイドリアン S. クリスタバル Jr. 弁護士は語った。

グロリア マカパガル - アロヨ大統領は最近の NCIPR との会談で、「著作権侵害との戦いは貧困との戦いである、何故ならこの戦いはフィリピン人の卓越性と自主性をグローバルな舞台に押し上げ、それに伴って仕事やチャンスを拡大させるから。IPR の維持は、知識の普及、ローカルの技能や創造性の開発を後押しし、多くの外国投資家に彼らの強健な資本を、フィリピン市場に投下するよう促す事になる。」と語った。

IPフィリピンはOMB、フィリピン国家警察(PNP)、国家調査局(NBI)、関税局(BoC)、国家電信委員会(NTC)、司法局(DoJ)、国家著述啓蒙協会(NBDB)等、NCIPR メンバー機関の調整をリードしている。又 IPフィリピンはIPRの遵守や権利侵害の削減を促進するべく、知的財産権官民パートナーシップ・カウンスル(P3CIPR)等の民間部門組合を組織した。

「監視国指定からフィリピンを外す事は、いまだ我々の最終目的である。しかしながら、これはもっと厳重な IPR エンフォースメントを通し、国内の投資環境を改善するという長期計画の二次的な効果となるだろう。」とクリスタバル氏は語った。

2. IPフィリピン著作権侵害への取り組みで話合う

(ビジネス・ワールド、2007年5月3日付)

フィリピン知的財産局(IPフィリピン)と世界知的所有権機関(WIPO)は他の協力機関と共に先頃「著述業、出版業、情報アクセス等、著作権関連事業についての WIPO 地域円卓会議」をテーマにコンファレンスを開催した。

50に余る現地当局を始めとする出版社や出版業界、更に東南アジア 6 カ国からの IP 担当官もこの会議に参席した。

参加者は国における海賊版書籍に取り組むプログラムについて討議した。

「著作海賊行為は作家からその著作の成果を奪い、出版業界と経済の成長を妨げる。経済上だけでなく、旺盛な出版は私達の豊かな文化遺産を保護し、促進するに欠くべからざるものである。」とエイドリアン S. クリスタバル Jr.、IP フィリピン理事長は語った。

今日まで、2005年設立以来、NCIPRは33億ペソ超の様々なアイテムを押収して来た。IPフィリピンはNCIPRの最たる調整機関である。

国家著述啓蒙協会(NBDB)はこの委員会のメンバー機関である。

エンフォースメントは別として、IPフィリピンは著作海賊行為の問題に政策的に取り組んで

来た。「我々は著作権のサポートサービス部門を制度化しつつあり、その中には、フィリピン作曲家、作家、出版社協会がミュージシャンの為にした様な、著述家や他の芸術家の為の著作権料徴収団体の設立促進も含まれている。」とクリストバル氏は語った。

3. フィリピン、ファイザー社の高血圧薬Norvascの特許無効請求を提出

(アソシエイテッド・プレス、2007年5月8日付)

米国の裁判所がファイザー二番目のベストセラー薬の特許を無効にしたのを受けて、血圧降圧剤 Norvasc についてファイザーのフィリピンでの特許無効請求が火曜日に提出された。

薬品輸入担当政府機関のフィリピン国際貿易コーポレーション (PITC) は amlodipine besylate 即ち Norvasc の特許は、その薬品が新製品では無いので、英国ベースのファイザー社の支社である、ファイザー・リミティッドに 1990 年に許可すべきではなかったと IP フィリピンに抗議している。

年間 15 億ペソ (3,100 万米ドル、2,300 万ユーロ) の売り上げを持つファイザーの薬剤特許を無効にする事は、その薬のジェネリック版を安く買えるかもしれないフィリピンの消費者にとって、一ヶ月に付き 1 億ペソ (200 万米ドル、150 万ユーロ) もの節約に繋がると、PITC のテディ・リヴェラ理事長代行は語った。

6月に迫っている特許の消滅の前にその特許を取り消すことは、PITCと食品薬剤局を相手取ってファイザーから申請された特許侵害訴訟が、早期に却下される事につながるかもしれないと、リヴェラ氏は記者会見で語った。

この訴訟は昨年、PITC が Norvasc のジェネリック版をパキスタンから輸入する申請を出し薬剤局がそれを許可した後に提訴されたが、そのジェネリック版 Norvasc はファイザー Norvasc の販売価格 45 ペソ (US\$0.95; E0.70) の 4 分の 1 近くの安さである。

4. フィリピンの海賊版比率、2004年から変わらず

(ビジネス・ワールド、2007年5月16日付)

フィリピンの海賊行為率は、ここ3年来、根本的に変化が見られないと、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) の総合調査で明らかにされた。

この調査は、ビジネス・ソフトウェア・アライアンスのためにリサーチ会社である国際情報社 (IDC) が実施したもので、フィリピンの海賊行為率は、2004年から依然として71%である。しかし損害額にすると昨年の7,600万米ドルから1億1,900百万米ドルに増えている。

BSA フィリピン委員会の長であるロナルド・チュア氏はその声明の中で、相変わらず不動のソフト海賊行為率は、「早急に対処されるべき重要課題である」と警告する。

「ソフト海賊行為率の低減化に引き続き取り組むべきである。しかしフィリピン反海賊行為チームなどの政府機関の一途な努力が、最終的には低い海賊行為率を実現できると願っている」と同氏は付け加えた。

これに対する行政担当関係者の即座のコメントは得られなかった。

5. フィリピン、医薬品価格破りの動きを支持

(ビジネス・ワールド、2007年5月17日付)

フィリピンは、安価な医薬品の輸入を容易にするため知的財産権行使に関する世界貿易機関(WTO)協定の改正を他の6カ国同様に受諾した。

フィリピンは、2007年3月30日付けで受諾書を世界貿易機関に提出した。他の6カ国は、アメリカ合衆国(2005年12月17日)、スイス(2006年9月13日)、エルサルバドル(2006年9月19日)、韓国(2007年1月24日)、ノルウェー(2007年2月5日)及びインド(2007年3月26日)である。

WTO協定 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 の改正は、加盟国が「強制許諾」下で後発医薬品の輸出入を認めるように図るものである。

政府から与えられる強制実施権は、国家的緊急事態或いは緊迫した公衆の健康事情に関わる理由から、特許の所有者の同意なしに、該当する特許医薬品或いは特許製法を第三国に認めるものである。しかし強制許諾の下で製造される医薬品は、特許保持者に対する報酬が要求され、また一般的には国内使用に限られる。

「ジクソーの最後のピース」と表現されるこの改正は、貧困国に対して特許を緩和するものであり、後発医薬品の製造能力を持たない国が必要時にこれらを輸入できるように図るものである。

改正は2003年8月にWTO加盟国の間で交わされた初期同意案を2005年12月に置き換え強化したもので、加盟国の3分の2即ち150カ国の加盟国中100カ国が承認した段階で有効となる。WTO加盟国が改正協定を受諾する期限は2007年12月1日である。

前例を作った今回の行動で、タイは、この協定を盾にして心臓医薬品 プラビックスの後発薬をブランド品で1錠3.50米ドルであったものを僅か6 - 12パーツの低コストで輸入した。

しかしフィリピンで強制許諾が最後に与えられたのは何十年も前だったが、もし今、要求するとしたら、製薬会社の厳しい訴追に直面するであろうとオチェヴェ氏は述べる。

貿易アドバイザー・サービス社のリサーチ部長であり、通商専門の弁護士ラファエルB. マンダラン氏もまた、強制実施権の承認は、「政治的に微妙な」ものであり、将来的には特許対象となる特殊製品およびテクノロジーを開発しようとする投資家を妨げることになりかねないと語る。

TRIP協定が、強制実施権を認める事になる緊急事態の程度をそれぞれの国の判断に委ねるとすれば、これらの濫用はWTOにおける争いを招く事になるだろう。

6. リーバイス、縫製メーカーに敗訴

(マニラ・スタンダード、2007年5月21日付)

リーバイス・ジーンズ製造元が地元縫製メーカーを不正競争で訴えた事件で、控訴裁判所はその訴えを退けた。

リーバイス側は、同社の製品と商標に類似したデニムパンツの製造・販売で、地元メーカーを告発していた。

控訴裁判所第13課は、ジョセフィナ・グエバラ・サロンガ陪席裁判官の下で、「レウィス・ストロング(Lewis Strong)」ジーンズの製造元、FRパッツ・ガメント&マーケティング社のオーナーであるフェデリコ・リム氏を、改正刑法第188条違反で告訴する明確な理由がないとする1998年6月付の法務省の決議を支持した。

法務省は、一般購入者がリーバイ・ストラウスとレウィス・ストロングを混同する可能性はなく、レウィス・ストロングのジーンズ商標はリーバイス商標に類似するものではないとの見解を示した。

同裁判所は10頁の判決文において、リム氏の製品名称は、皮ラベル上の数ヶ所にはっきりと明確にプリントされており、リーバイス・ジーンズに見せかけようとする意図は全く見られないと判断した。

この訴訟においてリーバイ・ストラウス側は、リム氏に対してリーバイス・ツー・ホース・ブランド、ツー・ホース・パッチ、ツー・ホース・ラベル、リーバイス&ディバイス、アキュエット・デザイン、タブ・デザイン、501、サロモン・チケット及びリーバイス・ボタン・デザインなどの登録名称及び登録商標に対する侵害を改正刑法第188条に違反すると訴えていた。

しかし、リム氏側は、特許・商標及び技術移転登記局が検討した結果、告訴者の商標と混同するものでないと決定し、リム氏の商標登録を承認したと主張した。またリーバイ・ストラウスのマークもデザインも模倣する意思はないと告訴内容を否定した。

7. NBI、トンド、パセイ市の手入れで1千万ペソ相当アパレルを押収 (フィリピン・ニュース・エージェンシー、2007年5月28日付)

マニラ市やパセイ市における国家捜査局(NBI)の捜査官による一連の手入れで、1千万ペソ相当に及ぶキャップやTシャツなどのアパレル偽造製品が押収された。

手入れがあったのは、ルイスとナティ・チュア及びノ 或いはレジナ・マシバグ・チュアの所有と言われる3店舗。その所在地は、マニラ市トンド区ホアン・ルナ通り951番地キングス・プラザ・ビル942にあるナティーズキャップ&ジェネラル・マーチャндаイズ店、マニラ市トンド区ホアン・ルナ通り952番地キングス・プラザ・ビル2階2W6、マニラ市トンド区ホアン・ルナ通り952番地キングス・プラザ・ビル2階 2W5の3カ所である。

同じく手入れがあったのは、マニラ首都圏パセイ市タフト大通りエクステンション、バクラランLRTショッピングモール A-33、35のヘリカル・マーチャндаイズ。この店舗はアンパロ・シア・ガルヴィズ及びノ 或いはモイーズEアラゴネスの所有と言われる。

国家捜査局の知的財産権課(IPRD)主任であるジョゼ・ジュスト・ヤップ弁護士は、今回の手入れは、BMW、ロキシー、クイックシルバーの該当商標を使用した偽造品の流布につき地元販売元からの訴えに従って実施されたものと説明。

特別捜査官クリストファー・M・ヘルナンデスの報告によると、今回の手入れでBMW偽造キャップ815点、BMW偽造Tシャツ413点、クイックシルバー偽造キャップ5,813点、ロキシー偽造キャップ152点が押収されたという。そして押収品の評価額は、約1千万ペソ相当にも及ぶ。

上記のオーナーは共和国法令 8293(フィリピン知的財産権法)の第 168 条に対する違反に科せられる。

インドネシア

1. バタム島のシンガポール系2社、不法ソフト使用で手入れ (チャンネル・ニュース・アジア、2007年5月18日付)

インドネシア、バタム島にあるシンガポール系2社が不法ソフト使用の疑いでインドネシア警察の手入れを受けた。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスは、上記の会社がインドネシア著作権法違反で手入れを受けた事を歓迎する表明をした。

この2社が50万米ドル相当の非ライセンスソフトをインストールした疑い。BSAホットラインから受けた警告を基にした迅速な捜査による手入れだった。今回の手入れでインドネシア警察は、上記の2社からサーバー1台、コンピューター145台を押収し、3名の支配人を訊問拘留した。

インドネシア著作権法の下では、商業目的によるソフト著作権侵害は、8万4千米ドルの罰金を科せられる。また5年間の禁固刑が科せられる事もある。

2. インドネシアの知的財産権擁護は「いまだ貧弱」 (インドネシア、ジャカルタポスト紙、2007年5月24日付)

インドネシアにおける知的財産権に対する擁護は、80%以上に及ぶ海賊行為率からいまだ燦燦たるものだとある実業家がこの水曜日に語った。

マイクロソフト・インドネシア社ライセンス対応支配人たるアンティ・スリヤマン氏は、インドネシアにおける2006年度の海賊行為率は85%で金額にして3億5千万米ドルの損害に及ぶと語る。また海賊行為率は2005年度から2%低下しているが、海賊品とアイデア盗用天国という汚名を一掃するにはほど遠いと説明する。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の2006年度の調査によると、インドネシアは知的財産権擁護の見地から高い海賊行為率が原因で世界第8位の最悪国となっている。

その前年の調査ではインドネシアの海賊行為率は87%で、世界第3位の最悪国であった。アンティ・スリヤマン氏は、海賊行為の蔓延で多くの外国人投資家が他国にビジネス投資の対象場所を移転させる原因になっていると述べている。

投資調整委員会 (BKPM)の資料によると、2006年1月から11月までで外国投資が54.2%にまで落ち込んでいると言う。

世界銀行及び国際金融公社(IFC)による2006年の調査ではインドネシアの外国投資から見た競争力は175カ国中135位で、2005年度の第131位から順位をさらに下げている。

しかしアンティ氏は、もし政府がもっと真剣に知的財産権の擁護に取り組むなら、外国投資環境は改善されると楽観的な見方を披露する。

「確固たる知的財産権は新しい雇用を産み、法的な確実性を保証する。こうして外国投資を勧誘する事ができる。政府は税収入を増加できる。というのも市場で販売される製品は合法的で課税の対象になるものだからだ。」とアンティ氏は北スマトラ州メダン市のスマートFM放送のラジオ討論ライブ放送で語った。

省内知的財産局の知的権利局局長であるアンソリ・シヌンガン氏は、新しい特許の登録に現在では36ヶ月かかり、3百万ルピアの費用を必要とすると説明する。

同知的財産局に登録された特許のわずか7%がインドネシア人のもので残りの93%は外

国人のものだと言う。

アンソリ氏は、知的財産権の強化は上り坂のような厳しい闘争を余儀なくされると語る。

「国内で容易に海賊品が見つかるのはオリジナル製品が高価で、庶民の手に届かないからだ。それで海賊品が至るところで出回る事になる」と同氏は述べている。

ベトナム

1. ローカル製薬会社がジェネリック薬剤製造に興味

(サイゴン・タイムズ・デイリー、2007年5月3日付)

製薬業消息筋によると、ローカルの製薬会社は特許が消滅した為に生産コストが下がったジェネリック薬剤の生産に熱意を示している。

特許が消滅した薬剤のジェネリック版を自由に生産販売する許可を得られれば、ローカルの製薬会社は何億米ドルもの節約が出来るだろうと、Imexpharm Pharmaceutical Joint Stock Co.取締役トラン・タイ・ホアング氏は語った。

ローカルの製薬メーカーは、必要な量の半分を現地生産し残りは輸入に頼っており、患者達の要望を満足させられなかったと、ホーチミン市保険部の管理下にある製薬管理局のトラン・トルン・ヴィエット局長は語った。

「よって、特許が消滅したジェネリック薬剤の生産は、輸入に頼り高騰するマーケット価格に対抗するためのキーファクターではないか？」と彼は語った。

内閣はジェネリック薬剤生産社に対し、品質管理書を提出させる規則を制定するだろうと、HCMC 主導の薬剤化粧品検査協会会長ニュエン・ヴァン・モウ、氏は電話で本紙に語った。

内閣は中央薬剤検査協会と HCMC 主導の薬剤化粧品検査協会に、ジェネリック薬剤の品質管理システムを今年度中に発表するよう要請した。

このシステムは外国の製薬会社に対し競争力を増すだけでなく、ローカルの製薬会社が製品の品質を高める事に寄与するだろうと、ある業界関係者は語った。

「しかしながら、この規則によって何種類かの薬剤は拒否されるのではないかと、現地の製薬会社は危惧するだろう。」と彼は語った。

この問題を解決する為、いくつかの現地製薬会社は、優良生産実施又は GMP と呼ばれる高品質薬剤の生産基準に沿うよう、施設の近代化を既に始めている。

2. APEC、SMEsはIP活動推進に向け討議

(タイ・ニュース・サービス、2007年5月10日付)

ベトナムは、企画投資省始めベトナム知的財産局、諮問センターの各代表と、アルファード・ブック社のグエン・カン・ビン取締役をバンコクでの研究会に派遣した。

APEC の知的財産(IP)分野で仕事をしている中小企業(SMEs)の3日間に亘るワークショップは5月10日に閉会する。

ワークショップの参加者は、統合進行中の中小企業活動の中で知的財産の効率性向上のための手段、及び APEC 加盟国での知的財産の意識確立の必要性について討議する。

3. ソフトウェア特許への義務遂行のため包括的解決が必要

(タイ・ニュースサービス、2007年5月18日付)

情報テクノロジー専門家によると、ソフトウェア特許侵害の取締りを実施するためには、

ベトナムは国内ソフトウェア産業を育成する目的から外国製造元と戦略的パートナーシップを築く、包括的解決策が必要であると語る。

IT専門家たちは、去る5月16日ハノイで開催されたワークショップで、ベトナムが国際社会の一員となる過程におけるソフト特許侵害の発生について討議しあった。ソフト特許侵害が外国投資さらには国内使用及び輸出向けソフト製品の開発に悪影響を与えている事に意見が一致した。

ソフトウェア製品が日常生活のあらゆるところに利用されている事、また社会全体における労働効率面での革命を引き起こすものである事は否めない事実である。しかしこれらの製品に関する認識と利用は標準に達していない。

ソフトウェア専門家は、ベトナムにおけるソフトウェア特許侵害率は高く、違反件数は過去3年間で毎年2%ずつ低下しただけであり、これらの侵害行為は、国内使用及び輸出向けソフト製品の開発育成及び外国資本導入に悪影響があると指摘する。

他の専門家は、高い侵害率とは言え、ベトナムにおけるソフト特許に関する侵害額はこの地域及び世界中の他の国と比べるとそれでもまだ低い数字だと言う。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)によれば、侵害額は金額にして9千6百万米ドルでニュージーランドに続きアジア太平洋地域では下から2位という低額だ。

著作権問題は、ベトナムが世界貿易機関に加盟し著作権及び知的財産権に関する擁護を果たす責任が生じたため、重要課題となってきた。まずは、法的環境を整え、政府機関の管理能力を増強し、そしてソフトウェア産業の育成を支援し、ソフト産業の競争力をつける事だ。さらにオープンソース・ソフト開発の樹立及び応用計画に加速をかける事が不可欠だ。

4. 知的財産権に関するコース、ハノイで開講

(タイ・ニュースサービス、2007年5月21日付)

知的財産権(IPR)を擁護する事は、ベトナムにとってその経済を救う事に等しいと、経済・金融テクノロジー開発共有援助機関の所長、エマニュエル・リバタラン氏は、5月17日にハノイで開催された研修コースの際に述べた。

2日間のコースでは知的財産権のエンフォースメントが集中的に取り上げられ、フランス、欧州連合(EU)からの法律、知的所有権の専門家は、欧州における知的財産権エンフォースメントと擁護に関して通商上の要求事項を紹介した。またベトナムの専門家は、偽造品押収に関する臨時的手段を発表した。

5. 米国マイクロソフト社、ベトナムの省とソフト契約に調印

(AFX アジア、2007年5月21日付)

米国ソフトメーカー、マイクロソフト社はベトナムの所管省と同社の認可ソフトのみを使用するという同意書に調印したが、これはベトナムにおける海賊版ソフトを低減化させる目的からであると双方が声明文の中で述べた。

マイクロソフト社専務スティーブ・ポルマー氏は、ベトナムへの1日間の訪問の際グエン・タン・ズン首相と会見し、郵便・通信省で正式なマイクロソフト・オフィス・ソフトウェアのみを使用する同意書の調印式に立ち会った。

この調印は、同省の知的財産権を擁護する政策に沿ったものであると、同声明文は述

べている。

リサーチ会社、国際情報社の最近の調査によると、ベトナムは海賊版ソフトの比率の最も高い国に含まれている。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス・アジア副所長ジェフリー・ハーディ氏は、ベトナムは新政策で海賊行為に真剣に取り組んでいると評価する。

同氏はその声明の中で「ベトナム政府がデスクトップのライセンス契約に調印したことで、来年、同国における全体的な海賊行為率を顕著に低下させるだろうと予測できる。ベトナム政府が知的財産権への意識とエンフォースメントに努力しているので、一年間の低下率としては多分、この地域では最大級のものとなるだろう」と語っている。

インド

1. ノバルティス社、告訴取下げを求められる

(ザ・ステーツマン、2007年5月1日付)

当地での公式発表によれば、ノルウエーのエリック・ソルハイム国際開発担当相は、多国籍製薬企業ノバルティス社に対し、インドに対する訴訟を引き下げるよう要請した。貧困対策と国連ミレニアム開発目標の達成に深く関わっているこのノルウエーの大臣は、インドは、ジェネリック版の救命薬の全体的な生産能力という点で重要な貢献を果たしており、主に発展途上国に輸出していると、スイスのノバルティス・インターナショナルAGの代表取締役兼会長兼CEOであるダニエル・バセラ氏への書簡で述べた。

ノバルティス社はチェンナイ高等裁判所に、インド(改正)特許法の条項につき提訴している。それは現存する薬の新形態、つまり発明というよりはエバーグリーン(ever-greened)化された薬の特許を認めないという条項である。2006年2月にチェンナイの特許局はノバルティス社の白血病治療薬グリーベック(Gleevec)への特許を拒絶した。

2. 国境でのエンフォースメント強化に向けた新IPR規則、数日後に

(ビジネスライン、2007年5月3日付)

2007年新IPR(輸入品)エンフォースメント規則は現在連邦財務相の最終的認可を待っているが、数日以内には発表されると予想されている。

IPR規則はジュネーブの世界税関機関により作成されたモデル法をベースにしており、税関による国境でのエンフォースメントのため、ほとんどの加盟国がその例に倣っている。

歳入省間接税務局(CBEC)のA.K. Raha氏は、1962年税関法第156条に基づく新規則は著作権法や商標法とともに、国境での取締りを強化し、海賊版や模倣商品の国内への流入を阻止するであろうと述べた。

同氏はエンフォースメントの領域は拡大され、意匠、地理的表示、特許を含み、現行規則でカバーされる著作権、商標侵害を超えると述べた。

税関は疑わしい商品(IPR侵害)を国境で差し止める。もし(商品の)権利保有者がこの件に加わる場合のみ訴訟が起こされる。権利者が興味を示さない場合、押収品は税関から放出されるとRaha氏は述べた。

新条項はIPR保護の向上を目指し、現行の税関法規を強化するものだが、商品の差し止め期間は合わせて20日(10日間の単位で2回まで)を越えないとRaha氏は述べた。

同氏によれば、差し止め後の裁定についてはWIPOの全加盟国の間でもまだ何ら協定がなく、ある国はこれは司法の役割であり、税関当局の任務ではないと感じている。税関法は知財法と違い、国家に対する侵害に対し厳格に適用されるものである。

3. 農民、生物多様性法に抗議

(インター・プレス・サービス、2007年5月7日付)

インドの動植物生態の多様性を保護するため5年前に可決された保護を目的とした法は、広範な地域コミュニティからの抗議を受け行き詰っている。

2002年生物多様性法は天然資源の保護を規定し、そこから引き出される権益は地域コミュニティで分配するよう定めている。事業者が生物多様性に関連した特許を取得したい場合は政府からの許可を得なければならない。

同法ではまた、インドの28の州が地域の村レベルで生物多様性委員会と管理委員会を設置し、「人々の生物多様性登記簿」を作成することを義務付けている。生物多様性登記簿は天然資源の記録簿となり、その村で何世紀にも渡り使用されてきた植物とその合成物に関する伝統的医療知識を記録する。

しかし生物多様性に関する知識の主要な宝庫である地域コミュニティでは、2004年に制定された新生物多様性規則は、地域コミュニティが文書化のために提供した知識を自分たちで適切に管理することを認めていないと主張する。地元の知識は医療や産業上で大きな需要を生んでいる。

2007年4月、タミール・ナドゥ州、アンドラ・プラデシュ州、ウッタル・プラデシュ州、オリッサ州、メグハラヤ州の2,000以上の村落統治組織、即ちGram Panchayatsは、村民に完全な管理権が与えられない限り、生物多様性委員会には協力しないという決議を提出した。

「我々の知識は遺産であり売り物ではない。この知識を売買可能な私物化された商品とするようないかなるプロセスも我々に強要されるべきではない。」と覚書で述べている。

「この法は実際には現行の知的財産特許体制を補強するもので、許可を与えたり、植物品種保護法によりこれらの知識を求める者を免除したりする」と、国内で著名なNGO団体KalpavrikshのKanchi Kohli氏が述べた。しかし、インド南部のチェンナイに所在するインド国家生物多様性局のK. Venkatraman事務局長は、生物多様性の法律問題に対処するため、これに関連する27の現行法が存在すると述べた。

4. インド、伝統的知識の特許化へ奔走

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2007年5月14日付)

インドは、伝統知識デジタルライブラリー(TKDL)として知られる膨大なレファレンス用資料集の完成間近である。この電子図書館は、西洋の特許審査官が、ヨガからアーユルヴェーダまでに及ぶ著作権、商標、製品及び製造特許を求める人々の請求内容を検証するために使うことができる。

国家科学情報コミュニケーション・リソース機関(NISCAIR)では、サンスクリット語、タミル語、ウルドゥー語、ペルシャ語で書かれた古文書をこの図書館のため収集した。インド政府筋によれば、データはフランス語、ドイツ語、日本語、その他いくつかの言語で入手でき、特許審査官は特許出願がオリジナルな発明か、世界の他の国々、この場合はインドだが、で既に存在するものかをクロスチェックできる。

伝統的医療と生命科学は西洋での健康志向の高まりで、急速に人気上昇し、また、人々が治療よりは予防に重点を置く代替医療を求めているので、旅行、ツアリズム産業にとり、これらが新しい観光の穴場となっている。

これは国外の伝統医療開業医や個人、インド人の国外在住者が著作権を主張することを防ぐことを目的としている。「ほとんどの不正使用はインド人の国外在住者や多国籍企業により行われている。このデータ化により広範囲にコントロールができると期待している」と、編纂作業統括のため立ち上げたタスクフォースの長であるV.K.Gupta氏が述べた。

5. Gilead社が特許出願に失敗すれば、エイズ薬の価格引下げへ

(エコノミック・タイムス、2007年5月15日付)

米国ベースのGilead Sciences Inc.の当地での特許出願に対するCipla社とエイズ患者の挑戦がもし成功すれば、重要なエイズ薬の価格がさらに引き下げられるだろう。

Gilead Sciences社は、政府に対し同社の主軸商品であるエイズ薬の特許出願への防戦を開始したが、同社がこのケースに負けた場合、インドの提携先(インドの製薬メーカー10社)は5%のロイヤルティーを払う必要はなくなると述べている。

これはGilead社のインドの製薬会社との契約が、特許庁が出願審査を開始するずっと以前に署名されている事実にもかかわらず行われる。

特許庁のヒアリングは当初火曜日に予定されていたが、技術的理由で数日後に延期された。「我々はVireadの特許取得に自信がある。既に米国を含む他の30カ国で特許を取得している。」と同社筋は述べている。「特許が取得できればインドの製薬会社との契約に変更はない。

インドと他の95カ国では従前どおり5%のロイヤルティーの支払いで販売を継続できる。これらの製薬会社はまた、薬の形状を変え、薬を調合することも自由である」と同氏は述べた。

この契約は特許の存続期間(特許付与から20年間)有効であり、その後各提携先はロイヤルティーを支払う必要はない。

6. ボリウッド・ハリウッド海賊行為ストップへの動き

(インド・アジアニュース・サービス、2007年5月18日付)

米国インド・ビジネス評議会(USIBC)は、インドにおける娯楽&メディア部門がいかに海賊行為で被害をこうむっているかを反海賊行為イニシアチブ「ボリウッド・ハリウッド」の一環として調査するように、アーンスト&ヤング社インド支部に依頼した。

ビジネス支援団体がインド商工会議所連合(FICCI)と共に、このイニシアチブを開始して以来、娯楽・メディア業界における海賊行為を阻止するために米国とインドがいかに協力できるかに関心が集まったと、米国インド・ビジネス評議会(USIBC) ロン・ソマース会長は語る。

「アーンスト&ヤング社インドとの契約は次のステップだ。アーンスト&ヤング社は娯楽・メディア海賊行為が、インドにとってまた国際企業で働くインド人にとって如何に有害なものかを、インドにおける雇用及び税収入に焦点をあわせて示すプロの調査報告を作成する。」と同氏は語る。

「米国インド・ビジネス評議会(USIBC)は当地で、我々の裏庭でインド映画の海賊行為を阻止のためにすぐにも活動すると誓う。地元のインド映画の海賊行為を見過ごしたら、どうしてインドにおける海賊行為に明かりを照らす事ができるだろうか」と同氏は問うた。

「USIBCは、インド娯楽部門における全海賊行為撲滅のイニシアチブをリードする責任をインド或いは北アメリカにおいて負う事になる」と同氏は説明する。

USIBCの知的財産部門局長グレッグ・カールボウ氏が調査報告を監督する。

USIBCには、アメリカインドのビジネス関係強化を担う、インドに投資する米国大手会社250社及びインド系大手企業約20数社が含まれている。

7. インドの海賊ソフト1パーセント減

(インド・アジアニュース・サービス、2007年5月19日付)

インドにおける海賊ソフトは昨年1パーセント低下したが、これは中国の4%減、ロシアの3%減に比べると低い。

これは、ソフト産業を代表する団体である国際的ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) が出した第4回年次国際PCソフトウェア海賊行為調査報告によるものだ。インドのBSA代表サンジャイ・グプタ氏は、「インドにおける海賊行為の程度が今年、1パーセント低下した事はきわめて良い兆候だ。しかし低下率は中国(4%)ロシア(3%)に比べて低い」と語る。

発表によれば、この調査はIT産業の大手国際市場調査予測会社であるIDCによって単独で実施されたものだという。

世界中で昨年度にインストールされたソフトウェアの35%が不法入手品で、これら海賊行為による損害額は、ほぼ400億米ドルに及ぶとこの調査は明らかにしている。

8. 高等裁、地元業者にソニー商標使用を禁ず

(プレス・トラスト・オブ・インド、2007年5月20日付)

デリー高等裁判所は、日系エレクトロニクス大手企業ソニーの偽造品販売に対する訴えに答えて、地元業者3名に対し同商標の不法使用を禁じた。

この暫定命令は、ソニー株式会社(ソニー・コーポレーション)がその代理人プラウィーン・アナン弁護士を介して提出した首都における同社の商標侵害阻止の訴えと、ソニー製メモリー・スティック海賊版チェックのための損害賠償請求に応じたものである。

「原告側(ソニー)の弁論と提出書類の吟味から、原告は一応証拠のある訴えを提示しており、もし現在段階で暫定命令を認めないと、原告に取り返しも付かない損害を引き起こす事になると考えた」とサンジャイ・キスハン・カウル裁判官は説明する。

同裁判所は、これに先立って、ソニー偽造製品を扱う業者の現場に担当官を送り込んだ。担当官は現場手入れを実施しソニー偽造品を回収した。

3業者がソニー偽造品を扱っているという情報を入手した後、担当官は該当品を購入する「おとり顧客」を使ったが、該当品は通常より低いレートで販売された事が分かった。偽造に関しては複製不可能なホログラムが欠如している事で明らかになった。

9. 日本、インドの知的財産擁護を支援

(時事プレス英語ニュースサービス、2007年5月24日付)

24日、日本とインドは知的財産権の共同擁護に関する協定(MOU)に調印した。このMOUに従って、保護強化の目的で、インドの人材育成及びその他の活動を日本が援助する。支援実施策の中には、毎年30名のインド官吏の研修が含まれている。

両国は、相互協力活動のため、それぞれの特許庁に年間行動計画を編集させることで合意した。

「インドが知的財産権擁護をステップアップさせるための支援は、急成長を遂げる市場で日本企業のビジネス活動を一層容易にするだろう」と日本政府関係者は語る。より詳しい情報は、以下のサイトにて入手可能。

[tp://www.zeenews.com/znnew/articles.asp?aid=373244&ssid=50&sid=BUS](http://www.zeenews.com/znnew/articles.asp?aid=373244&ssid=50&sid=BUS)

10. 米国によるヨガ特許認可にインド抗議

(タイムズ・オブ・インド、2007年5月30日付)

米国特許・商標局 (USPTO) が認可したヨガ関連特許に対してインド政府は抗議を提出する事を決定した。USPTOに対して厚生省がこの件を直接取り上げる事を決定する一方で、商業局は米国通商代表部に対して伝統知識に関する権利侵害を抗議する文書を準備している。

もしこれがUSPTOを動かす事に失敗したら、該当の特許・商標を無効にする法的争いに持ち込む構えである。

政府関係者によるとUSPTOは伝統知識に関する特許と商標の認可に対して不注意であったとの見解を示した。

インド政府による対抗措置はまだ準備中であるが、関係筋が語ったところによれば、抗議は攻撃の第一歩。伝統知識に関するデジタル図書館が存在し、USPTO が特許を認可する前に参考にするべき資料があり、適切な探索をするべきであるとインド側はアメリカ政府関係者に主張するという。

アメリカを拠点とするピクラム・チョードリー氏は湿度を高くした室内 (steam-room) でのヨガ運動の特許申請をしたが、既にUSPTOによってヨガ関係の著作権150件、ヨガ・アクセサリーに関する商標124件、ヨガ商標2,315件が認可を受けている。

11. 薬品のデータ保護をめぐるパネル報告、今日発表へ

(ビジネス・ライン、2007年5月31日付)

医薬品の「データ保護」を求める委員会は、レポートを31日に提出するという。

産業省の化学薬品・肥料局筋によると、化学薬品・石油化学製品局長官を退官するサットワント・レディ女史は、31日に商務次官のG K プライ氏に対してレポートを提出するという。

同委員会は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) 第39条(3)の下で、不公平な商業的使用に対して未公開データ保護を認める事を検討した。1940年公布のインド薬品・化粧品に関する法令に「データ保護」条項を導入する事により、米国と同様に申請者に対して5年間の保護を認める事になる。米系フィザー社やインド系ニコラス・ピラマル社など両国の多国籍企業は、インドもより厳しい知的財産権に関する法律を採用する時が来たと述べている。

パキスタン

1. パキスタンの海賊版比率、トップ20ヶ国中5位

(ビジネス・レコーダー、2007年5月7日付)

90%の海賊版比率を持つベトナムが世界の先頭に立っている中で、パキスタンはトップ20ヶ国中5位にランクされている。パキスタンの海賊版比率は、過去の12年間に亘って減少傾向にあり、1994年の96%から2005年の86%へ減少してきた。

パキスタンがソフトウェア開発において最大の経済効果を獲得しようとするならば、海賊版のレベルを大幅に下げなければならないとビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のスポークスマンAly Harakeh氏は本紙の取材で述べた。

「一旦、海賊版が減少すれば、BSAのメンバー企業がパキスタンへ巨額の外国投資をするであろう。」と同氏は付け加えた。2005年以前には、パキスタンは世界の海賊版光ディスクの主要な生産輸出国の一つであった。同国は、アメリカ、ヨーロッパ、中東およびアフリカへの侵害品の主要な供給源であり、これらの市場に悪影響を与える国として特定されてきた。

知的財産が侵害されるであろうとの疑いが持たれると、国際的なソフトウェア企業は他の企業との「ソースコード」シェアをしたがらない。それ故、86%という高海賊版比率を持つパキスタンのような国家に属するソフトウェア会社は、外国プロジェクトへの入札で不利益を被る立場に立つと同氏は見解を述べた。

また、パキスタンはアメリカ通商代表部(USTR)の優先監視国に位置付けられている。USTRは「優先監視国」と「監視国」を設定している。貿易相手国を優先監視国に置くということは、その国はIPR保護、エンフォースメント、及び知的財産に依存している人々がその商品を市場で入手する点で、特別な問題を抱えていることを示唆している。優先監視国に指定された国については、問題領域が二国間のより大きな留意点になると同氏は主張した。

2. パキスタンの知的財産権

(ビジネス・レコーダー、2007年5月16日付)

パキスタンの経済を向上させ、FDI(外国直接投資)を惹きつける「大使」の役目を演じ、同国に対する投資増大を目的とする多国籍企業(MNCs)は、まだ虚弱な知的財産権環境は投資家にとってはプラスなものではないと強調する。

主な知的財産権に関する課題としては、偽造品の入手の容易さ、特許侵害、メール・ボックス出願の遅い進展、TRIPS協定第39条(3)に従ったデータ保護法の不在などが含まれる。

偽造医薬品は消費者の健康と安全を脅かすものであり、現行法では手薄なので関係法律の中で違反者に対する厳しい処罰を課すべきだと、ある研究者は主張する。また医学誌として評価の高い「イギリス医学誌」2004年2月号に掲載された調査報告を示し、ナイジェリア及びパキスタンで市場に出回っている医薬品の40-50パーセントが偽造品であると指摘した。

迅速な捜査のために特別知的財産権捜査班を組織、また早急な審判のために知的財

産権裁判所を設置する事が肝要だ。現行の2002年の改正特許法はTRIPS協定の要求事項を満たしていないので廃止し、2000年の特許法令を復活させるべきだと言う。

この研究者は、特許権を侵害して登録されたコピーの例を引用して、特許製品のコピーの登録は特許侵害とならず、特許権者の権利が保護されることを確実にするため、特許のリンクが1976年の薬品法に網羅されるべきであると強調する。特許権はパキスタン政府によって認可されるものだから、コピー登録の際、特許所有者の権利は厚生省により守られるべきだと強調する。

メール・ボックス出願に関する特許認可プロセスもスピードアップが必要だ。現時点で20件の特許が認可を受けているが、そのうち製品特許はわずか1件に過ぎないという。

TRIPS協定第39条(3)に従いデータ保護(DE)法が必要。DE法が欠如しているため、地元製造業者はオリジナルの科学的データを利用し、厚生省(MOH)に登録申請を提出する際にはコピーを使っていた。また厚生省はコピーの登録を認可する際、この情報に頼っていた。

1つの微粒子を薬品として市場に送り込むためには15年ほどの年月と14億米ドル以上の費用が必要だが、そのうちほぼ41パーセントは幅広い安全性と有効性に関する研究費に費やされる。世界保健機関は、オリジナルと比較するために提出される有効性のある生物学的同等性(Bioequivalence)のデータが提出される場合は、ジェネリック薬に関する詳細な研究を要求しない。

従ってこれは強い知的財産権制度が地元のR&D(研究開発)を奨励する助けになる事を意味し、米国で実証されているならパキスタンでもできないはずはないと語る。

知的財産権とは、発見/発明に至る大切な時間と資材を投じた投資家の権利であり、地元企業対多国籍企業の対立と理解してはならない。我々は地元産業が自らの研究開発を介してその発明に関する特許を出願する日を目指さなければならない。

特許保護が多国籍企業の独占を招くという事については、これが薬品の高い価格を招くという事であるが、忘れてはならないのは、薬品市場は政府がしっかり管理していて、すべての医薬品価格は厚生省が規定し、いかなる会社も自社の薬品の価格を勝手に決める事はできないという事だ。

3. 科学・技術省、国際特許支援を計画せよ (ビジネス・レコーダー、2007年5月20日付)

科学・技術省(MoST)は、パキスタン人及びパキスタンの各団体によって提出された国際特許件数を増加させるプランを作成し実施すべきであろう。この計画により、研究開発部門への投資をGDPのパーセントで増加させる手段を求めべきだと、競争支援基金(CSF)の主任担当官アーサー・ベイハン氏は述べる。

新聞報道によれば、CSFの代表団は、財務省内の首相特別計画部副書記長アブドゥル・バシット氏、投資委員会のヌール・アフタブ氏の臨席をえて、科学技術省に対し特別プレゼンテーションをした。

この会合の議長は科学技術省の事務官ペルベズ・ブット氏であるが、同氏はCSFの代表団に対して同省が国家の競争力を改善する上で重要な役割を演じると伝えた。また科学・技術振興及び経済発展に対する米国国際開発庁(USAID)パキスタンの貢献を評価した。そしてCSFの代表団に向かって同氏は、パキスタンは外国から輸入した産業化ではなく、独自の産業化が必要だと語った。

科学・技術省は、オートバイ産業及び食品安全基準に関する最近の研究に対し、競争支援基金(CSF)からの援助を要請したいと考えている。同氏はCSF代表団に対し、この研究は、パキスタン標準・品質管理局(PSQCA)がキャパシティ・ビルディングをするためのケース・スタディとして役立つ事になると強調した。

4. 海賊行為退治、6月1日からスタート

(ビジネス・レコーダー、2007年5月24日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) は、全会社に対して、もし正式ソフトを入手すれば、過去の著作権法違反は、罰金なしに許されるという35日間の猶予期間が5月30日で終了する事を再通告した。

BSAのスポークスマンは、この猶予期間は、国内企業及び多国籍企業に対して、警察の手入れを受ける事なく、正式のソフトをインストールするチャンスを与える目的からだと説明する。

BSAは、海賊行為と対決するために世界トップクラスのソフトウェア製造元によって組織された団体だ。2007年6月1日からは著作権法に従わないすべての会社を対象に反海賊行為対策が再開されると同氏は述べる。この反海賊版対策団体は、政府、FIA、警察、パキスタン知的財産機構、税関の協力を得て国内におけるソフトの海賊行為監視活動をしていると、同氏は付け加えた。

合法ソフトは、ハードディスクの大切な資料を完全に破壊しかねないウイルスに対する免疫性があり、いろいろな意味でビジネス上有意義なものだ。さらに海賊版ソフトの数的に不十分なプログラム・ファイルは、他の問題を生ずるとともに、システム自体の破損を招く事になると同氏は語る。BSAは合法ソフトを入手する人々を支援する特別支援ラインをカラチ市内に設置したと付け加えた。

個人或いは会社の知的財産の盗用である海賊行為に対しては100,000ルピーの罰金、不法偽造に使用された設備の没収、3年の禁固刑が科せられる。BSAは、海賊版ソフトを使用するユーザーを合法化させる猶予期間実施のために、パキスタンにおける著作権法エンフォースメントを4月26日から一時的に中止していた。

5. BSA、会社への期限を6月15日まで延長

(ザ・ネーション紙、タイランド、2007年5月30日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) がこの水曜日に発表したところによると、パキスタンにおいて海賊版ソフトを使用する会社に対してさらに16日間猶予期間が延長される。

「BSAは、過去35日間のビジネス界の肯定的な反応に勇気付けられ、6月15日まで猶予期間を延長する事に満足している」と、BSAのスポークスマンはプレス声明文の中で述べている。当初、海賊版ソフト使用者を一掃する目的から、警察の手入れ、法的行為及び罰金を受ける事なく、すべての会社がコンピューターに正式ソフトをインストールするチャンスを与える35日間の猶予期間はこの5月30日で終了するはずであった。

猶予期間の延長は、すべての会社が法に従い、罰則の心配のない合法ソフトを入手するチャンスを平等に確実に与えるためだと同スポークスマンは述べた。

6. パキスタンに対しコンプライアンスの向上を要求
(ビジネス・レコーダー、2007年5月31日付)

米国及び欧州連合(EU)は、パキスタンが知的財産権(IPR)に関する法律をもっと遵守するよう望んでいる。PCSIR(パキスタン科学産業リサーチ・カウンスル)によって開催された第二回全国知的財産権セミナーで、最近非常に重要性を増してきた知的財産権問題が討議された。

FPCCI(パキスタン商工会議所連合会)の元副会長、WTO資料センター担当であるエン・M.Aジャバル氏は主要貿易相手国からのプレッシャーの結果、効果的に問題に対処するために2005年に内閣の下に知的財産局が設立されたと強調した。

パキスタンは、米国及び欧州連合との自由貿易協定そして相互投資協定の締結を望んでおり、また監視リスト上の悪記録を認めた上で非難の壁を乗り越え特惠関税制度(GSP)プラス許認可を求めていると同氏は述べた。

パキスタンにおける適度な知的財産権の徹底には時間を要するが、著作権、特許及び商標に関する法律への認識も不可欠であると同氏は付言する。しかし知的財産権は知的独占であり、厳しい法律は一般人を助けるよりむしろ彼らの利益を損なうとの批判もある。

トルコ

トルコは知的財産権への取組みに怠慢

(トルコ・デイリ・ニュース、2007年5月3日付)

トルコは、アメリカ通商代表部が発行した「スペシャル301」レポートにおいて、知的財産権の保護やエンフォースメントが欠如している怠慢なアメリカの貿易相手国トップ12カ国中にリストアップされた。

優先監視国に挙げられている国々においては、知的財産保護を信頼している者にとって、適切なレベルのIPR保護やエンフォースメント或いはマーケットアクセスが提供されていない。この年のレポートには、トルコに加えて11カ国がPWLに挙げられている。それらの国々は、アルゼンチン、チリ、中国、エジプト、インド、イスラエル、レバノン、ロシア、タイ、トルコ、ウクライナおよびベネズエラであり、中国とロシアはトップの違反者として際立っていた。

海賊版および偽造品の生産および取引の規模が世界的に拡大継続しているため、スペシャル301条は、問題を特定化するための緊急的政策ツールとなっており、また、これらのチャレンジに対応するために、アメリカの貿易相手国に建設的に取組む基盤を提供するものとなっている。

クウェート

クウェートの海賊版ソフト率、わずかに改善

(アソシエート・プレス・ニュースワイヤー、2007年5月26日付)

石油に恵まれたこの小さな湾岸国家の海賊版ソフトウェア率が、昨年は2パーセント低下したが、それでも3台のうち2台のコンピューターがいまだに不法ソフトを使用していると、ある海賊行為監視者(ワオッチ・ドッグ)が語る。

2006年度の64%という海賊行為率をもっと低下させる努力が必要、さらに一般人の認識イニシアチブそして「強力かつ有効な」反海賊行為に関する国内法も不可欠だと、米国に拠点を置くビジネス・ソフトウェア・アライアンスは、その声明文の中で述べている。

同グループは、独立市場調査社であるIDCの最近発表された報告を引用して、「クウェートにおける海賊ソフトは2005年から2006年の間に2パーセント低下し、これだけで5百万米ドルのソフトウェア収入を助けた事になる」と語った。

クウェートは、2006年度に海賊行為率が低下した15の中東国家のひとつだとBSAは語る。中東地域における海賊ソフトウェアによる2006年度の損害は、総額20億米ドル(15億ユーロ)に増加しており、金額にして2005年度から3億8,200百万米ドル(2億8,400百万ユーロ)増加している。

イスラエル

OECD加盟のため、より良いIP保護が必要

(イスラエル・ビジネス・アリーナ、2007年5月1日付)

外務省および産業貿易労働省の重要な目標となっているイスラエルが経済協力開発機構(OECD)へ加入できるかどうかは、知的財産権に対する監視を強化すべきイスラエルの意思にかかっているとブッシュ政権が示唆した。

昨日発行された「2007スペシャル301レポート」の中で、「アメリカーイスラエル間のFTAパートナーとしての立場とOECDメンバーに加入するという目的を反映したより高いレベルの保護を与えるか、アメリカはイスラエルを注視している。」とアメリカ通商代表部が述べた。

イスラエル情報筋が昨日「Globes」に話したところでは、この報告書の記述は米国通商代表部がアメリカ製薬研究工業協会(PhRMA)からの圧力に対処する決定を行ったものと推測される。同協会は、イスラエルで営業するアメリカ処方医薬製造業者が所有する知的財産権に対し、同国が適切な保護を行っていないので、同国に対し懲罰的処置を採用するか、少なくとも同国へのプレッシャーを拡大させるべきであると、常日頃から米国政府に圧力をかけている。

しかし、また、処方薬のジェネリックバージョン輸出ライセンスを取得する基礎として保健省へ提出された処方薬会社のデータが、利用されぬように防止されたステップを報告したイスラエルに対して、アメリカ通商代表部は称賛を与えた。「このことによって、本課題に対してアメリカが関心を寄せる前向きなステップとなる。しかし、イスラエルが提案した医薬創造者への保護が弱体であることについて、アメリカは継続的に関心を持っている。」と氏は付け加えた。

アラブ首長国連邦

ドバイ税関、ワークショップでビジネス詐欺と偽物への税関の役割力説

(中東企業ニュース、2007年5月10日付)

危険な偽造商品に関する意識を向上させるための本格的なキャンペーンに続き、更に、知的財産権に関する総合的なメディアキャンペーンの開始を補完して、ドバイ税関は「ビジネスの詐欺および偽造と戦う税関の役割」に関するワークショップを経済省と共催した。

イベントには、異なる税関管理部門および行政体から代表者が参加した。

州税関当局長官Mohammed Bin Fahd Al Muhairi氏は、ワークショップの開始に当たってスピーチを行い、ビジネスの詐欺や偽造品まで、各国が直面するチャレンジに焦点を当て、これらの問題が経済的な繁栄に影響を与えるため、本現象を抑止するために国民が共同で行動するように呼びかけた。

経済省監視部部長Abdullah Al Hussein氏は、これらの商品の危険性から経済と消費者を守るための努力によって、UAEがビジネス上の詐欺や偽造品を阻止することに懸命になっている点をスピーチで述べた。

ドバイ税関調停局は、ワークショップ開催期間中に、法律と規則に従って商品をコントロールする方法を紹介した。ワークショップのセッション中で、ビジネス上の詐欺、知的財産権の保護および偽造商品の流れを入り口で抑止するための戦いに使用される方法にも焦点を当てた。

ドバイ税関が今年の第一四半期において、模造商品を23,643点没収し、没収レポートを81回発行したことは注目に値する。没収商品の額は、700万ディルハム以上になった。

レバノン

米国年次レポート、偽造が止まないペイルートを非難

(デイリ・スター、2007年5月4日付)

今週発表された知的財産権（IPR）の保護に関するアメリカ通商代表部の年次レポートの中で、レバノンは偽造および著作権侵害を厳格に取り締ることが不足し、ブッシュ政権が標的にした12カ国の中に位置づけられた。スペシャル301レポートは、レバノン政府が新たに編成したIPRタスクフォースによって、幾分かの「2006年の積極的な動き」があると言及したが、レバノンが連続して第三年次に、2007年「優先監視国」に加えられたことは、膠着状態のWTO参入に対して良い前兆ではない。将来アメリカがレバノンの輸出に制裁を課すこともありうる。

警察軍の指令下にあるが、経済貿易省が秋に設立したサイバー犯罪課は、限定的ではあるが商店への摘発や海賊版の映画、音楽およびソフトウェアの押収を再開した。しかし、巷の話では、IPR侵害へ断固たる処置を行うための課の能力と政府の意思がともに、レバノンの緊迫度が増す政治状況によってぶらついている。

「レバノンが数年間、優先監視国に載ったり載らなかったりしてきた主要因はエンフォースメントである。」とIPR保護に関して政府へのロビー活動を展開している民間企業連合であるビジネス・ソフトウェア・アライアンスのスポークスマン Aly Harakeh氏が述べた。

「対立があって以来、サイバー犯罪課の勢力は低下し、取り扱い易いペイルート近郊では活動してきたが、数多くの交渉を必要とする地域では取締りは回避された。こんな理由で結果的に海賊版が利益を得てしまった。」と同氏は付加えた。

レバノンはIPRの立法化（商標法は1924年に遡るが、著作権法は1999年に可決、特許法が2000年に続いた）を推進しているが一方で、エンフォースメントが弱体であるとアメリカ商務官が述べた。レバノンが今回優先監視国に挙げられている理由として、偽造光ディスクや違反ケーブル放送が広範囲で入手可能であること、また、模倣調合薬にかかる登録の問題や商標を付した商品への執拗な偽造行為であるとレポートは言及した。

事実、IPR侵害にかかる調停の大半がレバノン特有の偽造の多さに原因があるとWalid Nasser弁護士が主張した。彼の事務所では、2000年以降、少なくとも20件の著作権侵害事件を扱っており、また、侵害事件に関しては「中東において第一位までとはいかないまでも第二位」にランクされている。

Nasser氏の算定によれば、各IPR事件には最低4 - 5年の訴訟期間がかかり、判決によって課せられる平均的罰則は、2百万LLから3百万LLの罰金である。行政は民間セクターが訴状を提訴した時にのみ、IPR侵害への対処を実施している。

訴訟費用はケース・バイ・ケースで異なるが、一般的には、裁判所によって課せられる偽造損害賠償額よりはるかに高額になるとNasser氏は述べた。

「判事は、偽造が単なるビデオのレコーディングという事柄だけではなく、経済全体に大きな損害を齎す原因となることを理解していない。」と同氏は述べた。

2006年、IPR業界はレバノンGDPの1%にしか貢献していない。しかし、著作権保護が不十分であるということは外国投資を止めることになり、また、WTOへの加

盟を遅延させている主要因の1つである。

「政府が、このようなことは違法であるとはっきり言うことが必要である。偽造者に対しては1 - 2カ月の猶予期間を与えてから断固たる処置を行う」ことをNasser氏が提唱した。